

東大和市公共施設等総合管理計画（案）

平成28年9月

東大和市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について	2
第1節 公共施設等総合管理計画の意義.....	2
第2節 計画期間.....	2
第3節 本計画の対象となる公共施設等.....	2
第1項 建築系の公共施設.....	3
第2項 インフラ系の公共施設.....	4
第3項 工作物.....	4
第4項 土地.....	4
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	6
第1節 公共施設等.....	6
第1項 建築系の公共施設.....	6
第2項 インフラ系の公共施設.....	10
第3項 工作物.....	12
第4項 土地.....	13
第2節 人口.....	14
第1項 人口の推移と将来推計.....	14
第2項 町丁目別人口の現状と将来推計.....	15
第3節 財政の見通し.....	17
第1項 一般会計.....	17
第2項 特別会計（下水道）.....	20
第4節 将来更新費用の推計.....	21
第1項 推計の意義.....	21
第2項 建築系の公共施設に係る将来更新費用の推計.....	21
第3項 インフラ系の公共施設に係る将来更新費用の推計.....	24
第4項 公共施設等全体に係る将来更新費用の推計.....	26
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	30
第1節 基本的な考え方.....	30
第2節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	32
第1項 全庁的な取組体制の構築.....	32
第2項 情報管理及び共有方策.....	32
第3節 現状と課題に関する基本認識.....	33
第1項 現状と課題の概要.....	33
第2項 現状と課題に関する基本認識.....	34
第4節 公共施設等三原則.....	35

第5節 建築系の公共施設に係る基本方針	36
第6節 インフラ系の公共施設に係る基本方針	39
第7節 公共施設等の適正管理を実現するための実施方針	40
(1) 点検・診断等の実施方針	40
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	40
(3) 安全確保の実施方針	40
(4) 耐震化の実施方針	40
(5) 長寿命化の実施方針	41
(6) 統合や廃止の推進方針	41
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	41
第8節 フォローアップの実施方針	43
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	46
第1節 建築系の公共施設	46
第1項 学校教育系施設	46
第2項 市民文化施設	48
第3項 スポーツレクリエーション施設	54
第4項 産業系施設（市民農園）	56
第5項 子育て支援施設	57
第6項 保健・福祉施設	60
第7項 行政系施設	62
第8項 消防施設（消防団詰所）	64
第9項 防災施設（備蓄倉庫・備蓄コンテナ）	65
第10項 公共住宅（市営住宅）	66
第11項 駐車場・自転車等駐車場	67
第2節 インフラ系の公共施設	68
第1項 道路	68
第2項 橋梁	68
第3項 下水道	69
第4項 公園	70

第1章 公共施設等総合管理計画について

第1章 公共施設等総合管理計画について

第1節 公共施設等総合管理計画の意義

わたしたちの身の回りには学校や道路といった公共施設等は、高度経済成長をきっかけとして昭和30年代から昭和50年代前半にかけて集中的に整備されてきました。その結果、今後いっせいに大規模な修繕や建替えを実施しなければならない時期を迎えます。しかし、地方公共団体においては、歳入の伸び悩みや社会保障費の増大等により財源の不足が深刻化しており、限られた財源の中で公共施設等の維持管理や更新を適切に進めることが大きな課題となっています。

また、今後急速に進行することが予測されている人口減少や少子高齢化を踏まえ、公共施設等のサービス内容や将来的に必要な数量等についても、年代別人口の現況や将来見通しに合わせた抜本的な見直しが必要となっています。

国においては、平成25年11月29日、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理、更新等の方向性を示す基本計画として「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。そのうえで平成26年4月には全国の地方公共団体に対して、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえた地方公共団体の行動計画である「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。

公共施設等総合管理計画は、公共施設等に関する現状と将来の見通しを踏まえ、中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化、将来人口の変化を踏まえた公共施設等に関するサービス内容の見直し等を行うための各種基本方針を盛り込んだ計画（行動計画）です。

第2節 計画期間

長期にわたる人口減少等の社会情勢の見通しを踏まえ、長期的かつ計画的に公共施設等に係る個別計画や個別事業を推進する観点から、計画期間は、平成29（2017）年度から平成68（2056）年度までの40年間とします。

第3節 本計画の対象となる公共施設等

本計画は、市が所有または借り受けてサービスを提供している公共施設等を対象としています。対象とする公共施設等は、次の第1項から第4項に示すとおりです。



図 1-1 計画の対象範囲

第1項 建築系の公共施設

表 1-1 建築系の公共施設の施設類型別延床面積

No	大分類	施設数	延床面積(m ²)	構成比	No	中分類	細分類	グラフ内(図2-1)での区分			
								施設数	延床面積(m ²)	構成比	
1	学校教育系施設	19	87,998	60.3%	1	学校	小学校	10	54,360	37.2%	
							中学校	5	31,503	21.6%	
					3	その他の教育施設	サポートルーム	4	2,135	1.5%	
							さわやか教育相談室(注1)				
2	市民文化施設	26	24,332	16.7%	1	集会施設	地区会館(注2)	12	3,364	2.3%	
							地区集会所				
					2	社会教育文化施設	図書館	14	20,968	14.4%	
							市民会館				
							郷土博物館				
							文化財・文化施設				
							公民館				
その他の社会教育文化施設											
3	スポーツレクリエーション施設	2	5,407	3.7%	1	スポーツ施設	市民プール(更衣室棟)	2	5,407	3.7%	
							市民体育館				
4	産業系施設	1	250	0.2%	1	市民農園(ファーマーズセンター)	1	250	0.2%		
5	子育て支援施設	19	4,774	3.3%	1	保育園	保育園	19	4,774	3.3%	
							2				児童施設
					3	その他子育て支援施設	学童保育所				
6	保健・福祉施設	15	6,505	4.5%	1	高齢者施設	老人福祉館	15	6,505	4.5%	
							老人集会所				
							高齢者ほっと支援センター				
							高齢者在宅サービスセンター				
							高齢者住宅				
2	障害者施設										
3	保健施設										
7	行政系施設	5	12,176	8.3%	1	庁舎等	庁舎等	5	12,176	8.3%	
							2				保管倉庫
							3				リサイクル施設
8	市民センター	6	1,383	0.9%	1	市民センター(複合施設の共用部分)	6	1,383	0.9%		
9	消防施設	7	578	0.4%	1	消防団詰所	28	905	0.6%		
10	防災施設	21	327	0.2%	1	備蓄倉庫					
							2	備蓄コンテナ			
11	公共住宅	4	694	0.5%	1	市営住宅	4	694	0.5%		
12	都市公園	2	229	0.2%	1	その他公園施設	29	1,518	1.0%		
13	公衆衛生施設	22	301	0.2%	1	公園内便所					
										2	公衆便所
14	駅前広場	2	123	0.1%	1	駅前広場(東大和市駅・玉川上水駅)					
15	その他	3	865	0.6%	1	その他	合計	154	145,942	100.0%	

(平成27年度末)

(注1) さわやか教育相談室の面積は、第三小学校の面積に含みます。

(注2) 公民館と共用している地区会館(2か所)の面積は、公民館の面積に含みます。

(注3) 運動施設(1か所)、ゲートボール場(3か所)、多目的広場(1か所)、市民広場(1か所)、レクリエーション施設(2か所)、市民農園(2か所)、自転車等駐車場(5か所)は、建物延床面積を持たないため掲載していません。

第2項 インフラ系の公共施設

表 1-2 インフラ系の公共施設

対象施設		施設数	施設規模
道路	認定	1,250 路線	実延長 210,056.32m
	認定外	327 路線	11,754.7m
橋梁		55 橋	延長約 617m
下水道		—	延長約 240 km
公園	都市公園	96 施設	306,946 m ²
	こども広場	18 施設	23,566 m ²

(平成 26 年度末)

第3項 工作物

表 1-3 工作物

分類	細分類
舗装関係	駐車場舗装、テニスコート
貯槽類	雨水貯留槽、貯水槽
屋外プール	プール(小・中学校プール、市民プール)
道路附属物	街路灯(防犯灯)、反射鏡(カーブミラー)、交差点ブロック等
地上構築物	ナイター設備、公園遊具等、防犯塔(看板)、慰霊塔、石碑、ベンチ、防災無線、標識・看板

(平成 26 年度末)

(注) 公園遊具等については、公園（インフラ系の公共施設）に含めて扱っています。

第4項 土地

表 1-4 土地

分類	面積
行政財産	507,665.92 m ²
普通財産	17,698.38 m ²
合計	525,364.30 m ²

出典：財産に関する調書（平成 26 年度末）

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節 公共施設等

第1項 建築系の公共施設

(1) 施設類型別の保有状況

市がサービスを提供する建築系の公共施設の総延床面積は約 145,942 m²(平成 28 年 3 月末時点)で、市民一人あたりの保有面積は約 1.70 m²/人となります¹。

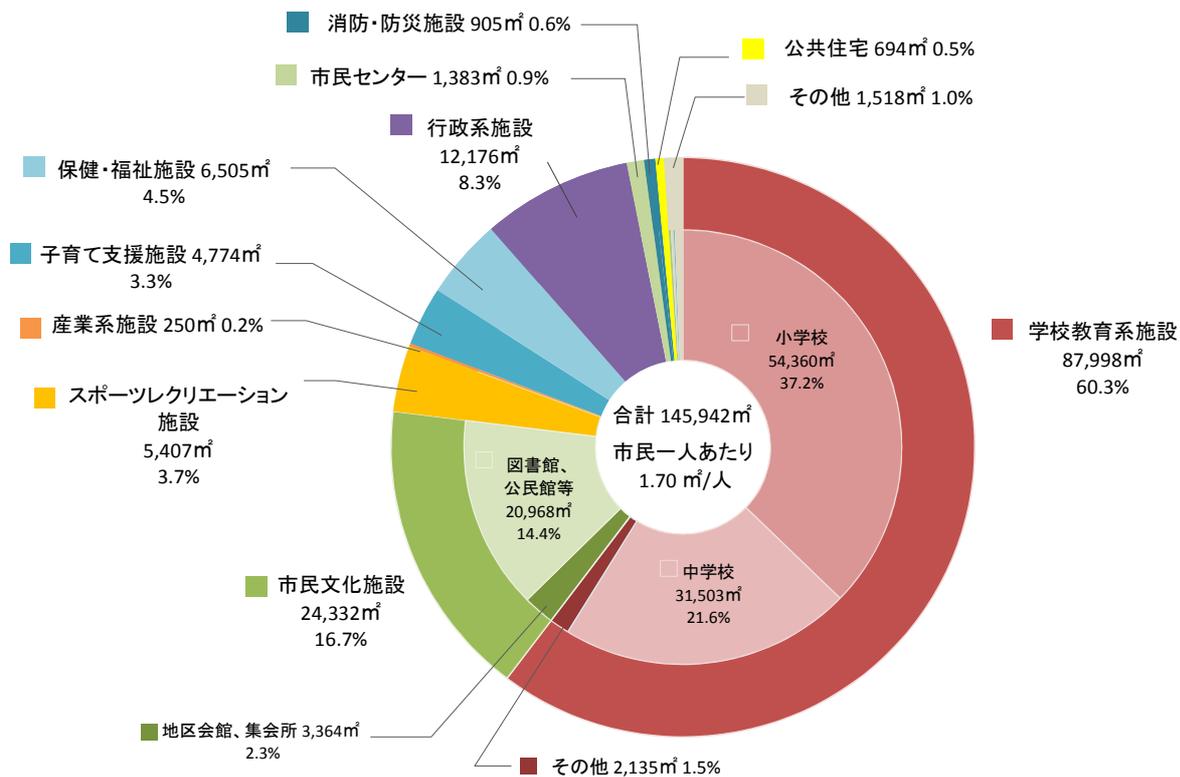


図 2-1 建築系の公共施設の施設類型別延床面積

(注) 市民センターに含まれる各施設はそれぞれの施設類型に計上しており、市民センターとしての面積はそれらを除いた部分の面積を計上しています。

スポーツレクリエーション施設の面積は、各施設の管理棟（市民プールは更衣室棟）のみを計上しています（プール自体の面積は含んでいません）。

¹ 都や民間等の施設を借り受けて市がサービスを提供している施設の床面積を含みます。また、市の人口は平成 28 年 3 月末時点の統計人口（86,071 人）を元としています。

(2) 地域別の配置状況

主な施設の配置は、次のとおりです。

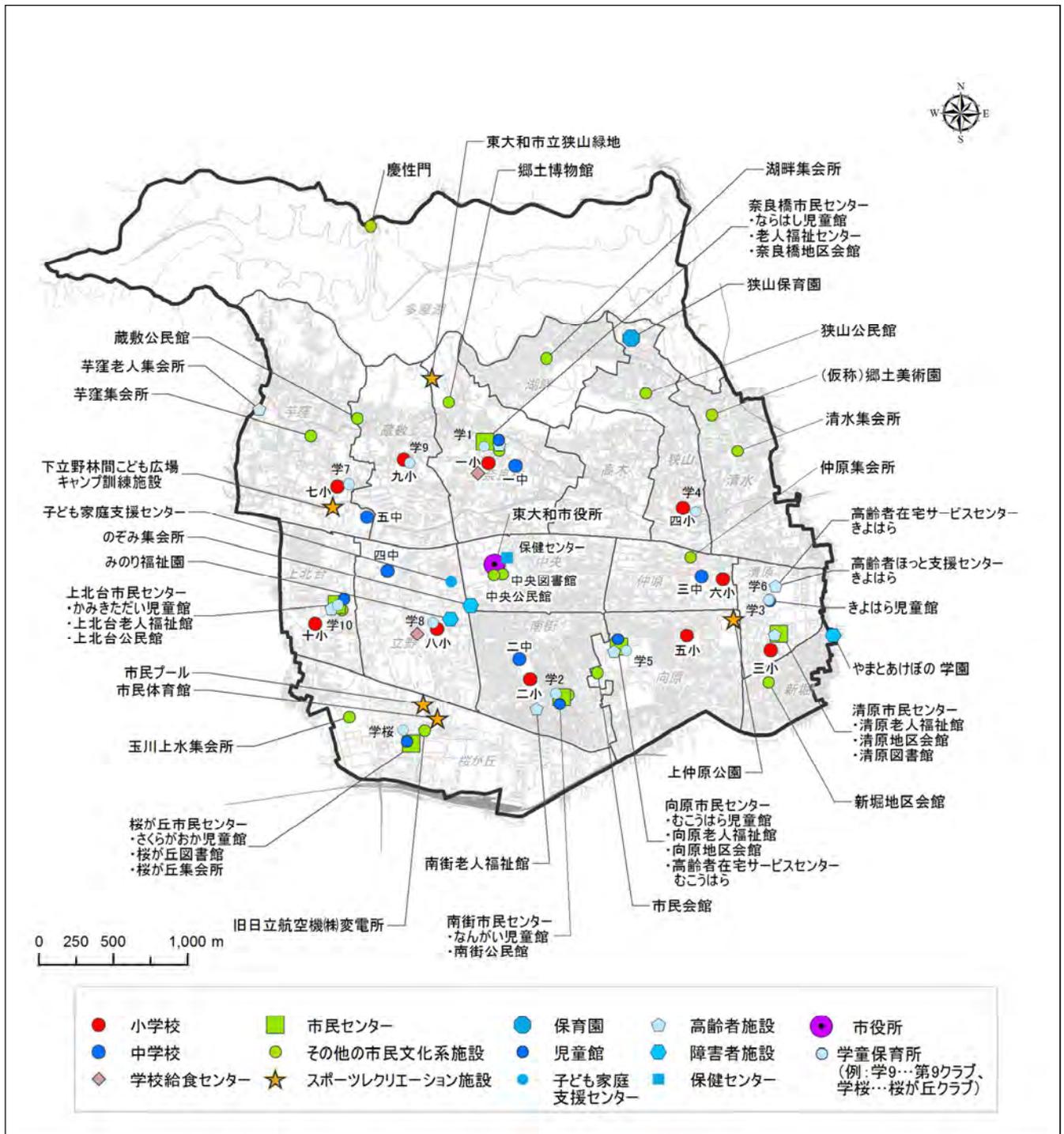


図 2-2 主な施設の配置状況

(3) 建築年度別の状況

市がサービスを提供する建築系の公共施設²について建築年度別の状況をみると、昭和 30 年代初めに市営住宅、昭和 40～50 年代にかけて小・中学校の整備がなされ、続いて昭和 60 年頃までに現在の市役所庁舎（移転）や市民プール等の施設を建築しました。これらを含む築 30 年以上の建物は、全体の約 75%の床面積（109,498 ㎡）を占めています。



平成 28（2016）年度を基準としています
（30 年前は昭和 61（1986）年度）

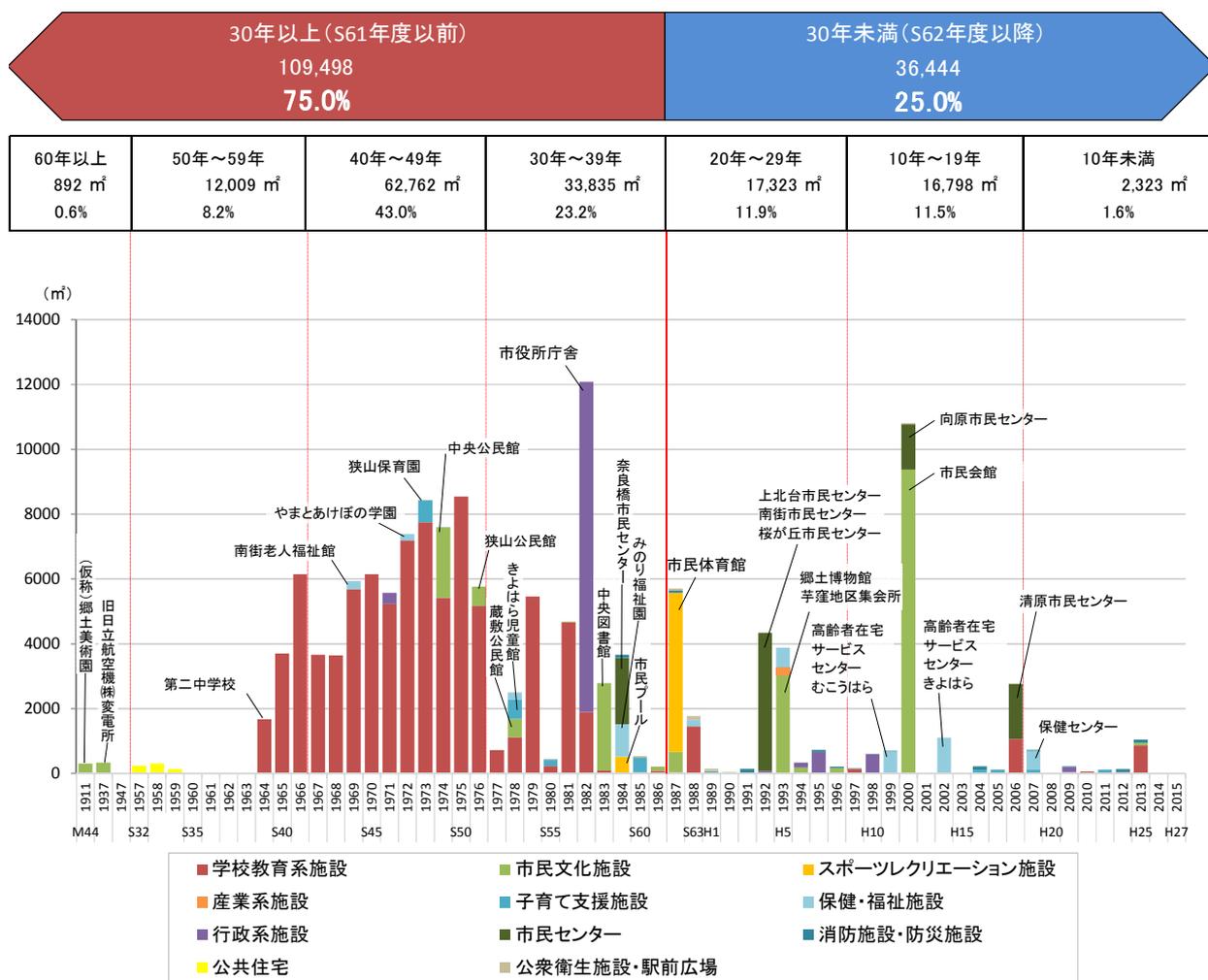


図 2-3 建築年度別の延床面積の状況

² 都や民間等の施設を借り受けて市がサービスを提供している施設の床面積を含みます。

(4) 維持管理費等の支出状況

平成 25 年度における建築系の公共施設の維持管理費及び資本的経費の合計は、全体で約 44 億円です。内訳では、人件費の割合が多く約 16 億円を占めており、次いで建物維持管理費及び事業運営費が約 8 億円です。施設類型別では、学校教育系施設が約 12 億円、保健・福祉施設が約 12 億円、市民文化施設が約 9 億円となっています。減価償却費、資本的経費を除く維持管理費の合計は、約 33.5 億円です。

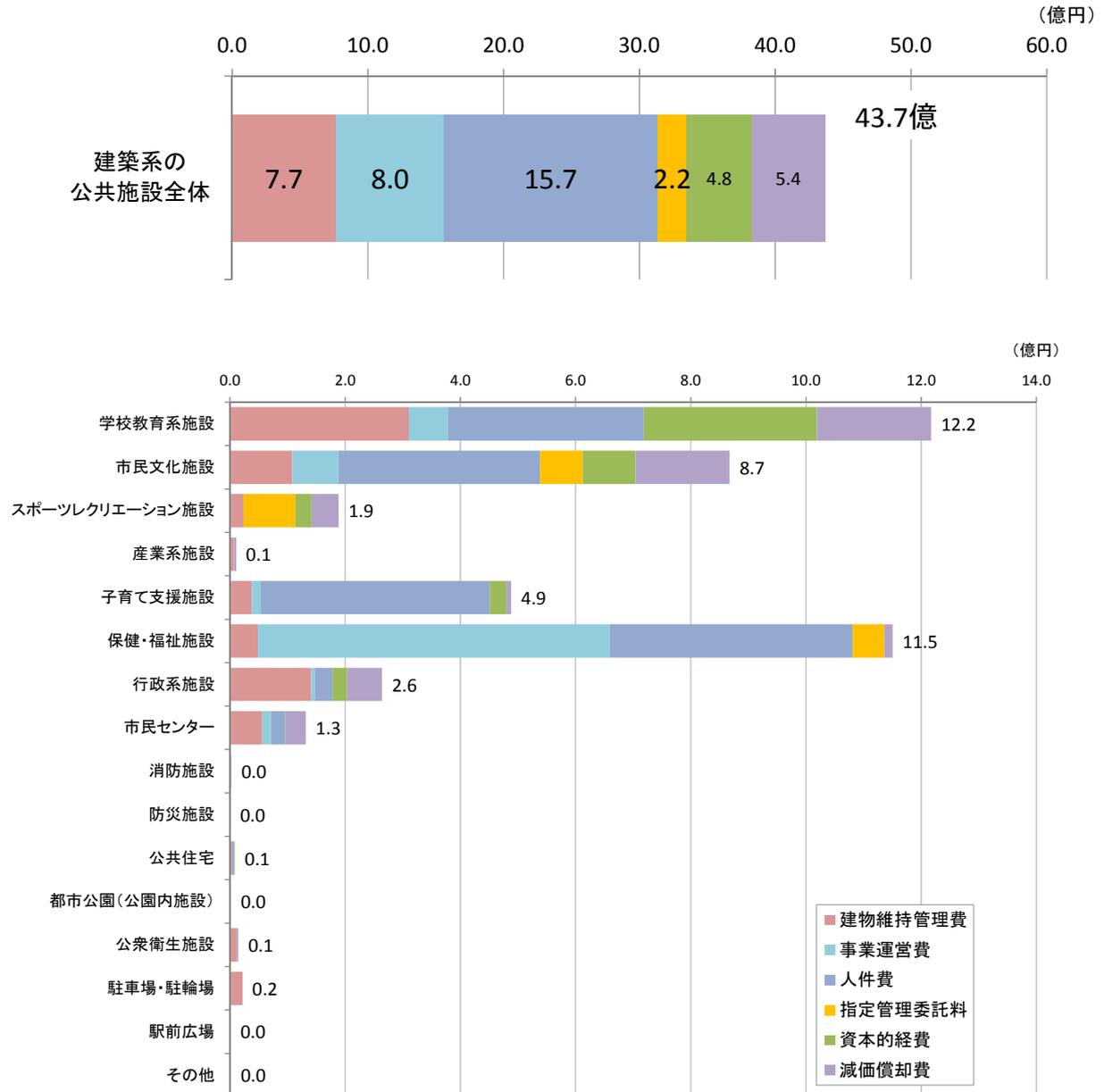


図 2-4 建築系の公共施設の維持管理費及び資本的経費の合計

(注 1) 「東大和市公共施設等白書(施設カルテ)(平成 27 年)」数値による集計値。値は平成 25 年度。

(注 2) 資本的経費は工事請負費(建築設計等委託を含む)が該当します。

(注 3) 市民センターの経費は、主として光熱水費及び各市民センターに入っている地区会館の経費を含んでいますが、市民センターに入っている児童館、学童クラブ、老人福祉館等の経費は、各施設の類型に計上しています。

第2項 インフラ系の公共施設

市が管理する道路、橋梁、下水道、公園などのインフラ系の公共施設の状況は、平成26年度末時点で次のとおりです。

道路のうち、認定道路（市道）は、総延長が約210km、総面積が約1,256,000㎡で、舗装率は94%に達しています。認定外道路（市道以外で市が管理する道路）は、総延長が約12km、総面積が約58,700㎡で、舗装率は約60%です。

橋梁は、総延長が約617m、総面積が約3,984㎡です。

下水道（汚水）は、管渠の総延長が約240kmに達し、下水道普及率（世帯・人口）は99.9%以上で、汚水整備は完成の域に達しています。

公園は、都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める都市公園を96施設、総面積約30.7ha、こども広場は、18施設、総面積約2.4haを有しています。

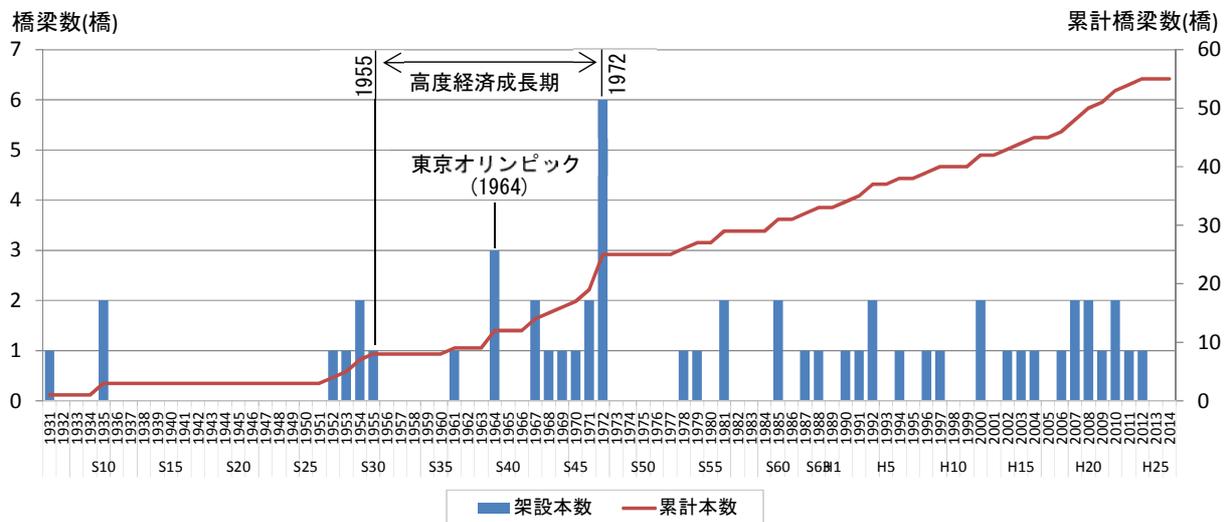


図 2-5 橋梁の整備状況（架設年度別の橋梁数）

出典：橋梁台帳

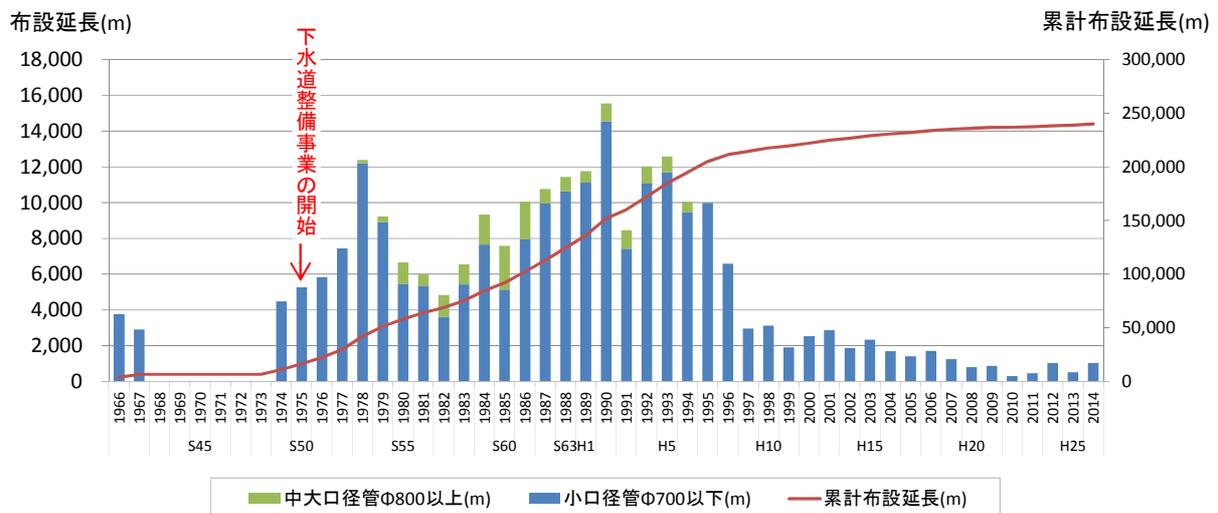


図 2-6 下水道の整備状況（布設年度別の管渠延長）

出典：処理区別管渠区間距離集計調査書

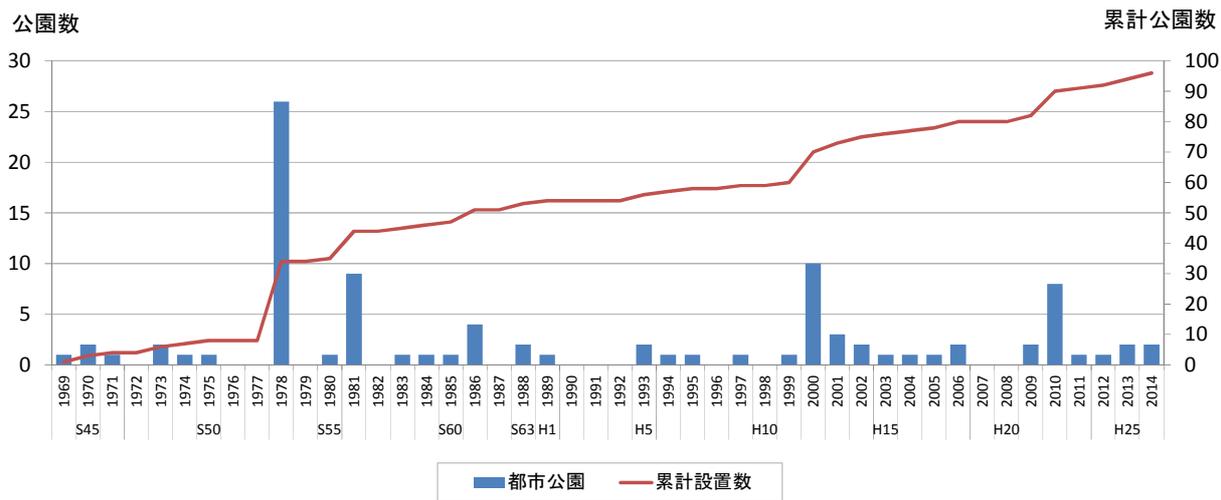


図 2-7 都市公園の整備状況（開設年の推移）

出典：環境課資料

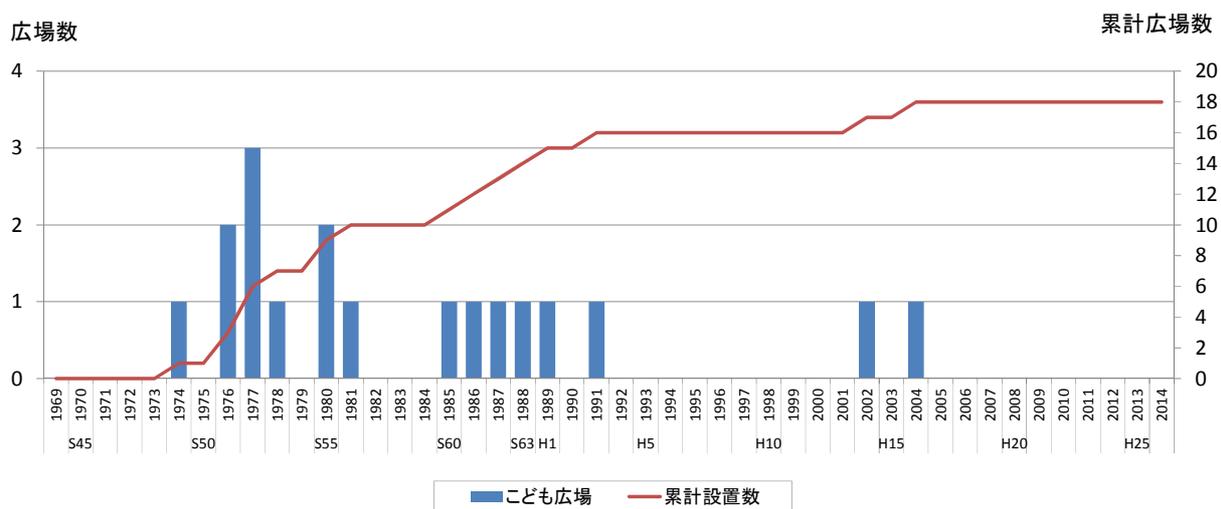


図 2-8 子ども広場の整備状況（開設年の推移）

出典：環境課資料

第3項 工作物

(1) 工作物の種類と管理の意義

工作物とは、地面に定着している人工的な構築物で、建物以外のものを指します。工作物には、第2項 インフラ系の公共施設で扱った道路、橋梁、下水道、公園（遊具等）も含まれますが、それ以外にも図 2-9 に示すような施設が工作物に該当します。

これらの施設（工作物）についても、日常的な点検や清掃等の維持管理が必要です。また、長寿命化計画³・大規模修繕及び更新の対象となるものも含まれます。



図 2-9 市内の工作物の事例

(2) 道路附属物（街路灯）

道路照明施設（街路灯）は 5,891 基を有しています（平成 26 年度末時点）。そのうち、ポール式の独立照明は 886 基、共架型照明は 5,005 基です。これらの現存する街路灯は近年に設置しました。

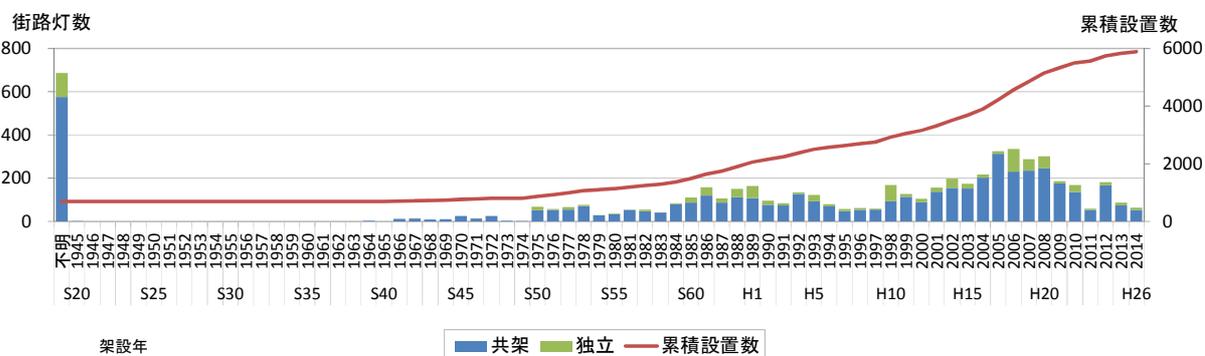


図 2-10 街路灯設置数の推移

³ 施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画。新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策や、更新を含め将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取組みを計画します。

第4項 土地

市における公有財産の土地は、平成27年度末時点において約525,400㎡ですが、このうち普通財産は約3%程度の17,700㎡を占めるにとどまっています。ただし、昭和45年度以降の普通財産の面積をみると、約10,000㎡台で増減を繰り返しており、普通財産を適切に管理する必要性が長期にわたって継続している状況です。

また、公共施設として活用している用地の中には、借地によって用地を確保しながら行政サービスの提供を行っているものもあります。

主な借地面積と賃借料は、下表のとおりです。

表 2-1 主な借地面積と賃借料

用 途	借地面積 (㎡)	賃借料／ 平成28年度予算額(円)	建物有
庁舎駐車場用地 (一部)	963.65	3,500,000	
市民会館用地	5,758.00	11,246,000	○
清水地区集会所用地	536.08	1,679,000	○
みのり福祉園用地 (一部)	684.33	2,602,000	○
学童保育所用地 (一部)	1,320.68	3,477,000	○
保健センター	699.82	1,974,000	○
市民農園用地	6,044.29	3,801,000	
駅前自転車等駐車場用地 (一部)	443.00	3,250,000	
公園用地 (一部)	1,667.24	2,823,000	
狭山緑地用地 (一部)	37,899.48	3,100,000	
こども広場用地 (一部)	20,624.65	26,299,000	
消防施設用地 (一部)	1,268.79	1,541,000	○
旧日立航空機(株)変電所用地	338.58	1,898,000	○
慶性門用地	512.54	1,558,000	○
狭山公民館用地	1,652.93	5,638,000	○
清水ゲートボール場用地	1,348.55	2,383,000	
奈良橋ゲートボール場用地	1,514.00	2,150,000	
市民体育館用地	13,857.00	17,286,000	○
合計	97,133.61	96,205,000	

出典：平成28年度予算書から抜粋

第2節 人口

第1項 人口の推移と将来推計

市の人口は、昭和55（1980）年以降人口増加が続いており、平成22（2010）年10月に行われた国勢調査では83,068人でした。「東大和市人口ビジョン」（平成27年10月）に基づく将来人口推計によると、市の人口は平成32（2020）年までは増加し、以後緩やかに減少する見込みです。平成72（2060）年には、人口は約71,700人程度に減少する見込みです。

東大和市人口ビジョンは、国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計における出生、死亡、移動等の傾向に準拠し、平成27年4月1日現在の住民基本台帳の人口の実績値を採用して推計しています。

年齢三区区分⁴の人口内訳は、下表のとおりです。

また、老年人口割合は平成47（2035）年には、30.2%となり平成72（2060）年には35.6%となる見込みです。年少人口割合は平成47（2035）年には11.1%となり、平成72（2060）年には10.4%となる見込みです。

生産年齢人口割合は、平成47（2035）年には58.6%となり、平成72（2060）年には54.0%となる見込みです。

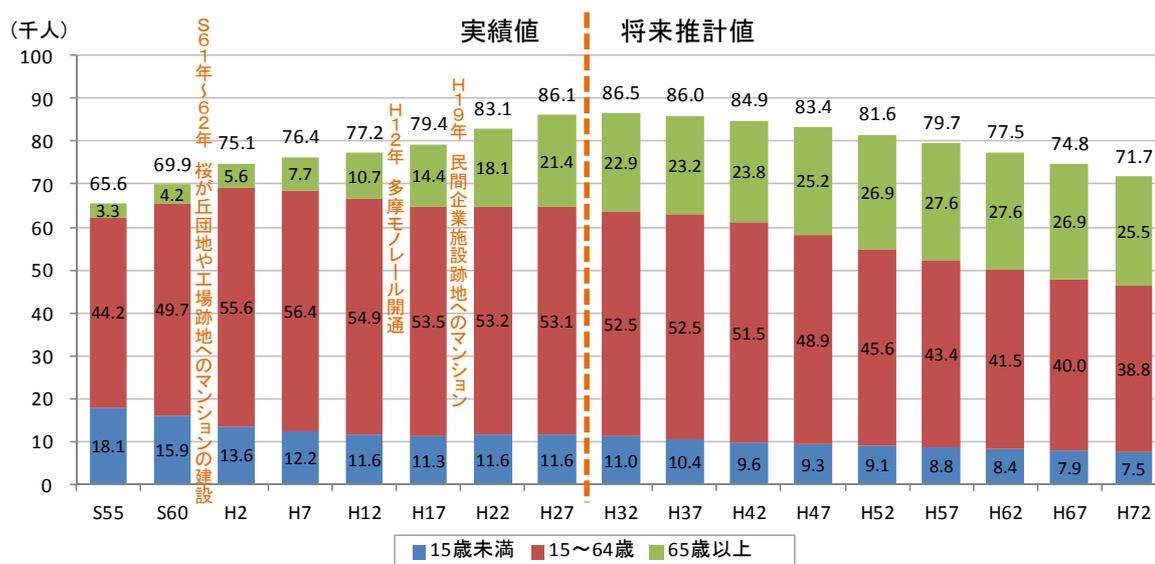


図 2-11 人口の推移

（注）端数処理の関係で合計が一致していない年があります。

出典：東大和市人口ビジョン

⁴ 年齢三区区分とは、0歳から14歳までを年少人口、15歳から64歳までを生産年齢人口、65歳以上を老年人口として三分類した定義をいいます。

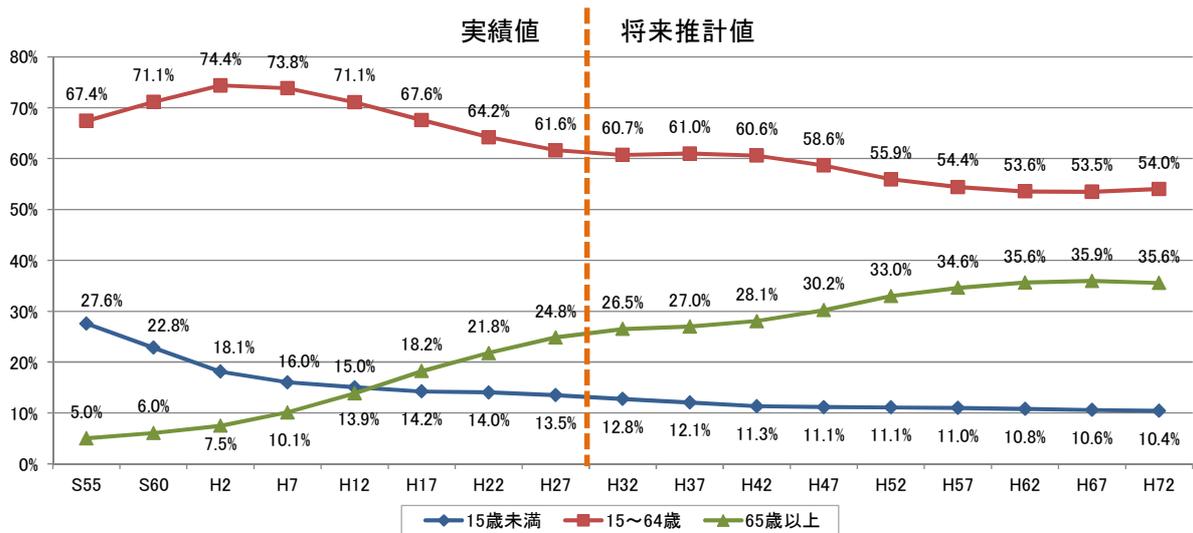


図 2-1 2 年齢三区分の構成比

出典：東大和市人口ビジョン

第2項 町丁目別人口の現状と将来推計

市内には17の大字町に76の町丁目があります。

町丁目別の人口は、西武拝島線及び多摩モノレール沿線の地域に多い傾向にあります(参照 図 2-1 3)。

前記の将来人口推計によると、市域の北部及び東部において人口減少が見込まれ、特に老年人口割合の高い町丁目においては、20年後の平成47(2035)年頃まで人口減少が顕著な傾向となっています。一方で、老年人口割合が比較的低い町丁目においては、5年後の平成32(2020)年から20年後の平成47(2035)年にかけて人口が増加する傾向にあり、市内の将来人口の動向は二極化しています(参照 図 2-1 4)。

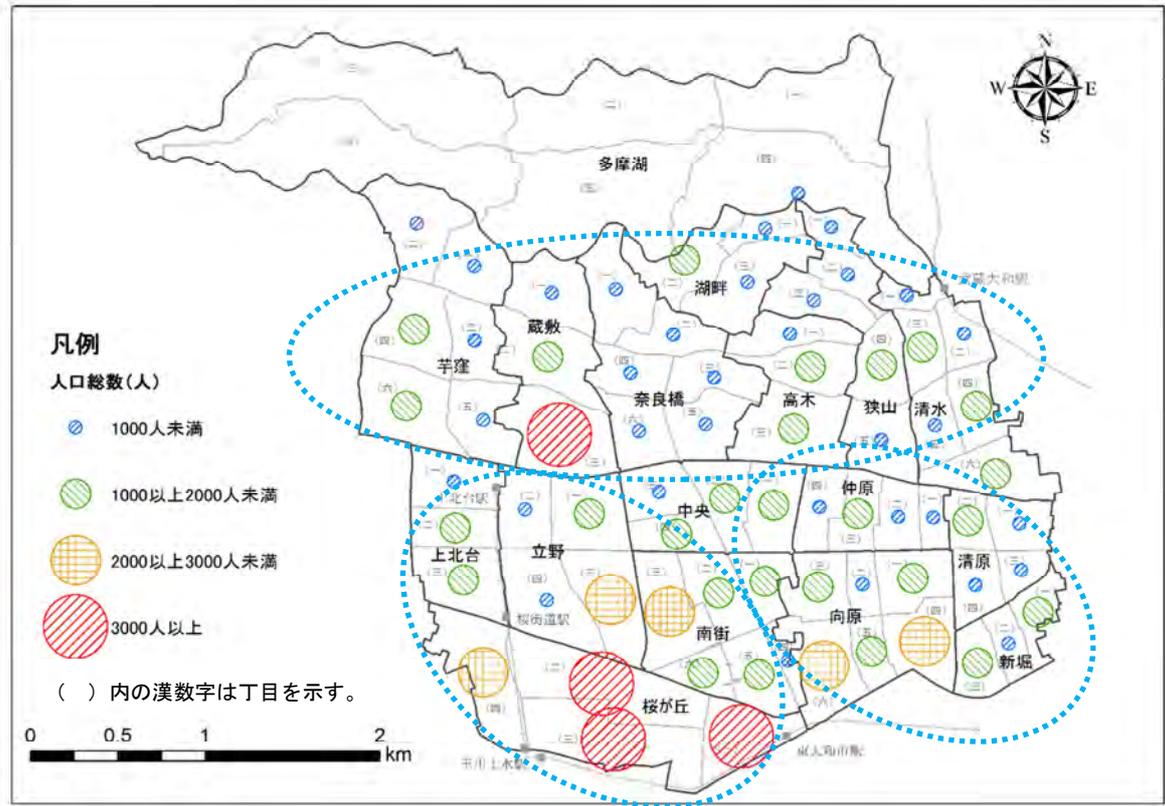


図 2-13 町丁目別の人口総数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

出典：住民基本台帳より作成

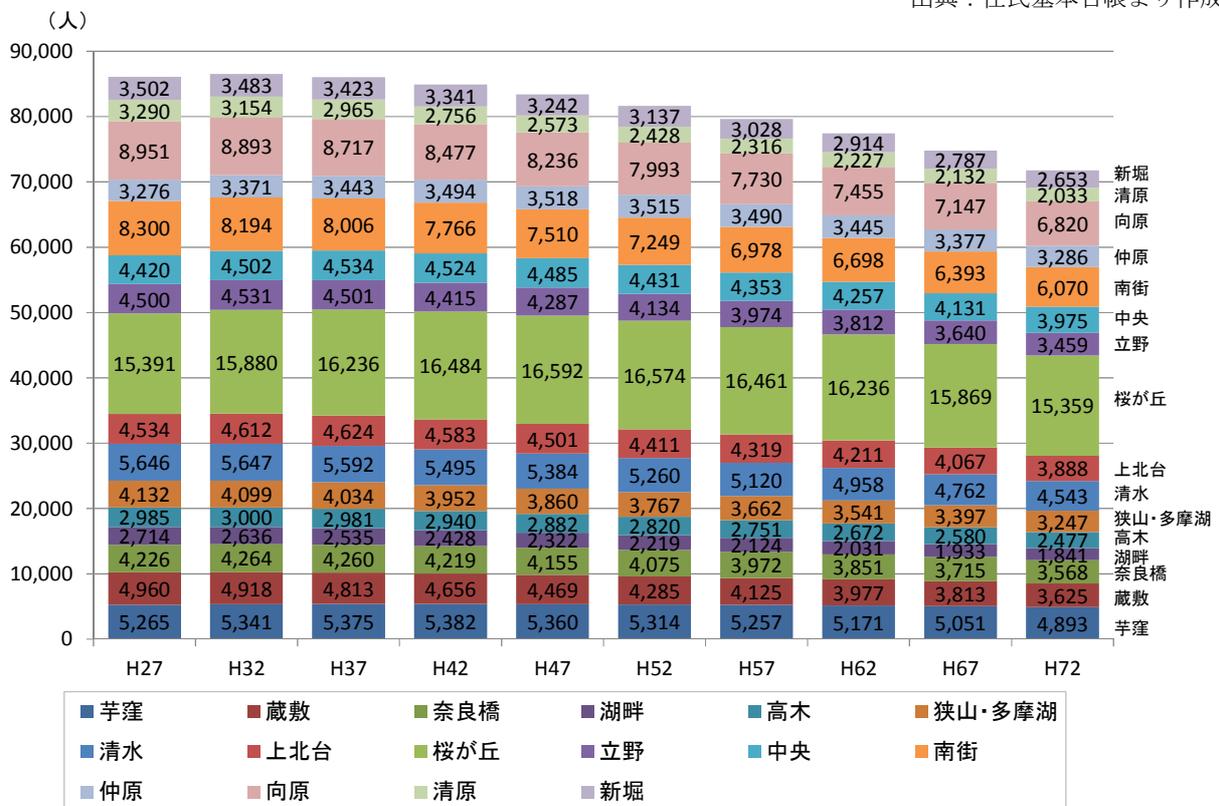


図 2-14 町別の将来人口推計

出典：東大和市人口ビジョンを基に作成

第3節 財政の見通し

財政の見通しとして、現時点の税財政制度をもとに、景気動向や少子・高齢化社会の進行、生産年齢人口などの影響を踏まえると、歳入では、市税の減少が見込まれ、歳出では、高齢化の進行により扶助費や介護保険特別会計への繰出金など社会保障関係費の増加が見込まれます。

第1項 一般会計⁵

(1) 歳入

平成20年度以降の歳入は、自主財源の割合が毎年減少する傾向にあります。財政構造の自主性と安定性を向上させるためには、自主財源の割合を高める必要があります。

表 2-2 歳入の推移（一般会計）

（単位：百万円）

	H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		
	金額	構成比													
自主財源	地方税	12,679	52.7%	12,434	47.5%	12,071	43.2%	12,074	42.0%	12,104	41.4%	12,108	41.0%	12,320	40.4%
	其他自主財源	1,755	7.3%	2,117	8.1%	2,222	7.9%	2,540	8.8%	2,460	8.4%	2,733	9.3%	2,922	9.6%
	小計	14,434	60.0%	14,551	55.6%	14,293	51.2%	14,614	50.7%	14,563	49.8%	14,840	50.3%	15,242	50.0%
依存財源	地方交付税	718	3.0%	910	3.5%	1,699	6.1%	2,026	7.1%	2,021	6.9%	2,005	6.8%	1,958	6.4%
	国庫支出金	2,858	11.9%	4,790	18.3%	4,707	16.8%	5,029	17.5%	4,944	16.9%	5,015	17.0%	5,449	17.9%
	都支出金	3,303	13.7%	3,413	13.0%	4,046	14.5%	3,823	13.3%	4,122	14.1%	4,364	14.8%	4,405	14.5%
	市債	1,306	5.4%	1,180	4.5%	1,860	6.7%	1,850	6.4%	2,201	7.5%	1,894	6.4%	1,832	6.0%
	其他依存財源	1,442	6.0%	1,353	0.0%	1,343	4.8%	1,397	4.9%	1,393	0.0%	1,383	4.7%	1,580	5.2%
	小計	9,626	40.0%	11,647	44.4%	13,654	48.8%	14,124	49.3%	14,681	50.2%	14,661	49.7%	15,225	50.0%
合計	24,060	100.0%	26,198	100.0%	27,947	100.0%	28,738	100.0%	29,244	100.0%	29,501	100.0%	30,466	100.0%	

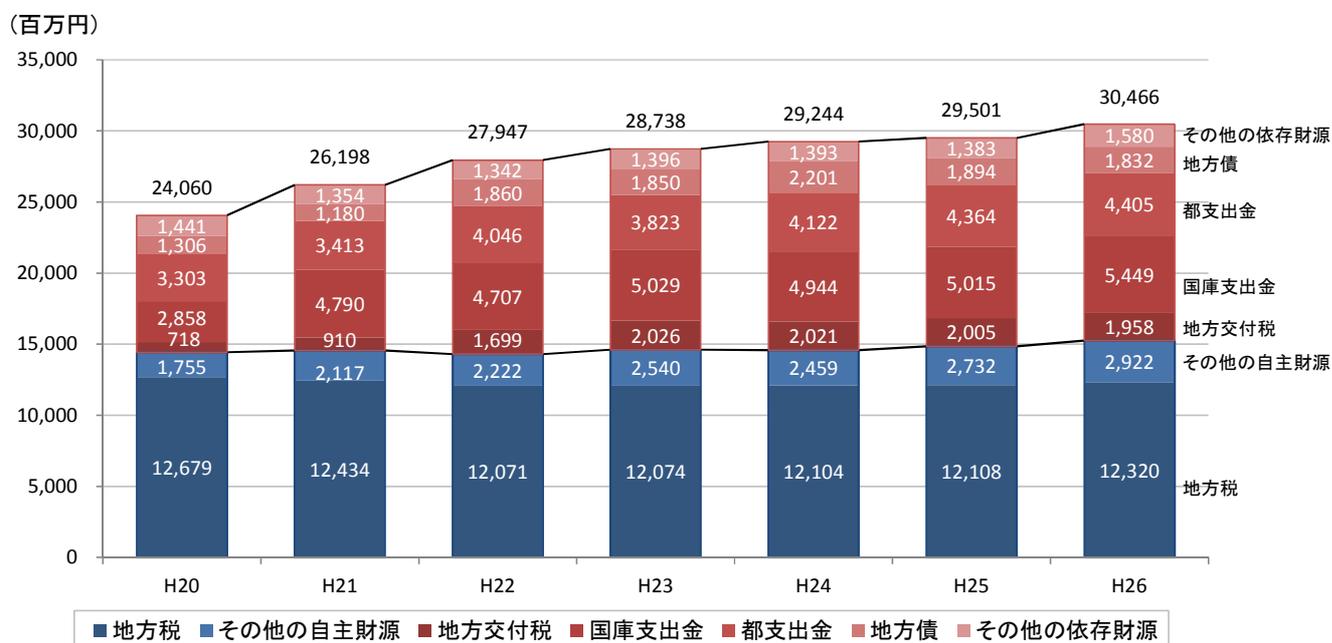


図 2-15 歳入の推移（一般会計）

出典：地方財政状況調査関係資料における決算カード

⁵ 一般会計とは、福祉や教育、消防など国民・住民に広く行われる事業における歳入・歳出の会計で歳入の大半が税金であるものをいいます。

(2) 歳出

平成20年度以降の歳出は、毎年徐々に増加する傾向にあります。その推移を性質別にみると、人件費⁶、扶助費⁷及び公債費⁸を指す義務的経費が50%以上を占めており、公共施設等の整備に充てる投資的経費⁹は約5%前後で推移しています。

表 2-3 歳出の推移（性質別）

（単位：百万円）

性質別	H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		
	金額	構成比													
義務的経費	人件費	4,733	20.4%	4,599	18.2%	4,333	16.0%	4,348	15.7%	4,244	15.1%	4,273	15.2%	4,285	14.6%
	扶助費	6,576	28.3%	6,989	27.6%	8,672	32.0%	9,260	33.6%	9,518	34.0%	9,713	34.5%	10,307	35.2%
	公債費	2,212	9.6%	1,980	7.8%	2,006	7.4%	2,003	7.3%	1,900	6.8%	1,667	5.9%	1,648	5.6%
小計	13,521	58.3%	13,568	53.6%	15,011	55.4%	15,611	56.6%	15,662	55.9%	15,653	55.6%	16,240	55.5%	
物件費	3,012	13.0%	3,414	13.5%	3,402	12.6%	3,607	13.1%	3,607	12.9%	3,630	12.9%	3,974	13.6%	
維持補修費	97	0.4%	105	0.4%	111	0.4%	118	0.4%	115	0.4%	114	0.4%	116	0.4%	
補助費等	2,896	12.5%	4,210	16.6%	2,919	10.8%	2,821	10.2%	2,842	10.1%	2,928	10.4%	2,864	9.8%	
積立金	200	0.9%	427	1.7%	1,101	4.1%	652	2.4%	601	2.1%	1,191	4.2%	1,188	4.1%	
投資及び出資金・貸付金	42	0.2%	35	0.1%	27	0.1%	28	0.1%	26	0.1%	27	0.1%	27	0.1%	
繰出金	2,805	12.1%	2,911	11.5%	3,002	11.1%	3,537	12.8%	3,396	12.1%	3,086	11.0%	3,486	11.9%	
投資的経費	600	2.6%	650	2.6%	1,504	5.5%	1,215	4.4%	1,783	6.4%	1,523	5.4%	1,356	4.6%	
災害復旧事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	
合計	23,173	100.0%	25,320	100.0%	27,077	100.0%	27,589	100.0%	28,032	100.0%	28,153	100.0%	29,252	100.0%	

（注）合計を目的別の合計と合わせるため、地方財政状況調査における控除額を性質別費目に加えた。

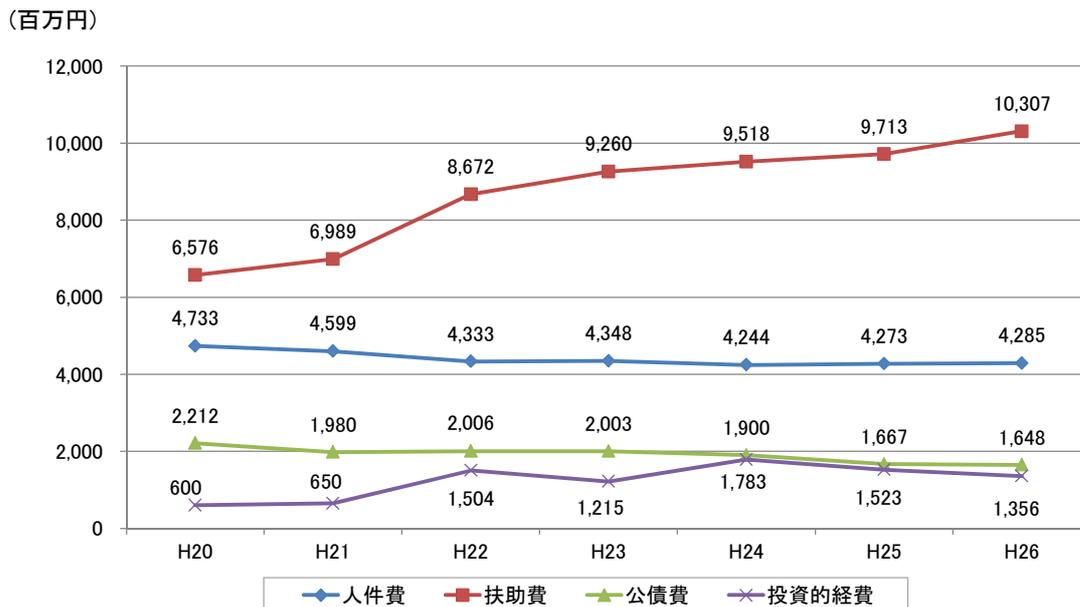


図 2-16 主要な歳出(性質別)の年度別推移

出典：地方財政状況調査関係資料における決算カード

⁶ 人件費とは、正規職員や非常勤職員に対し、勤労の対価や報酬として支払う経費及び退職費手当などです。

⁷ 扶助費とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）や自治体独自の事業により対象者に直接支給した現金等の経費です。

⁸ 公債費とは、地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計です。

⁹ 投資的経費とは、施設の建設や土地取得など、財産を形成する事業に使われる経費です。

(3) 普通建設事業費

建築系の公共施設及びインフラ系の公共施設に係る普通建設事業費の全体は、平成22年度から平成26年度までの5年間の総額で約74億円、年平均で約15億円/年です。このうち、建築系の公共施設に係る工事請負費（耐震関係を含む）の年平均額が約7億円/年、インフラ系の公共施設に係る工事請負費（下水道特別事業会計分は含まない）の年平均額が約1億円/年、その他に係る費用の年平均額が約7億円/年となっています。

表 2-4 普通建設事業費の年度別推移

(単位:百万円)

項 目	H22		H23		H24		H25		H26		小計		平均		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
建築系の公共施設 (耐震関係を除く) ①	236	81.0%	247	77.6%	568	87.1%	473	79.4%	360	69.3%	1,883	79.2%	377	79.2%	
インフラ系の公共施設 ②	55	18.8%	71	22.4%	84	12.9%	123	20.7%	160	30.7%	493	20.7%	99	20.7%	
小計 ③=①+②	291	100%	318	100%	652	100%	596	100%	520	100%	2,376	100%	475	100%	
その他	建築系の公共施設 (耐震関係) ④	533	—	452	—	540	—	31	—	187	—	1,743	—	349	—
	その他 ⑤	680	—	445	—	591	—	896	—	646	—	3,258	—	652	—
合計 ⑥=③+④+⑤	1,504	—	1,215	—	1,783	—	1,523	—	1,353	—	7,378	—	1,476	—	

(注1) 将来的な普通建設事業費の動向を検証するために、建築系の公共施設分の実績額のうち耐震工事費などの耐震関係に係る歳出は「その他：④」に含めて整理しています。また、「その他：⑤」には、普通建設事業全体に係る人件費、公園整備等の補助金・負担金、補償費、用地購入費等を含みます。

(注2) 端数処理の関係で、表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

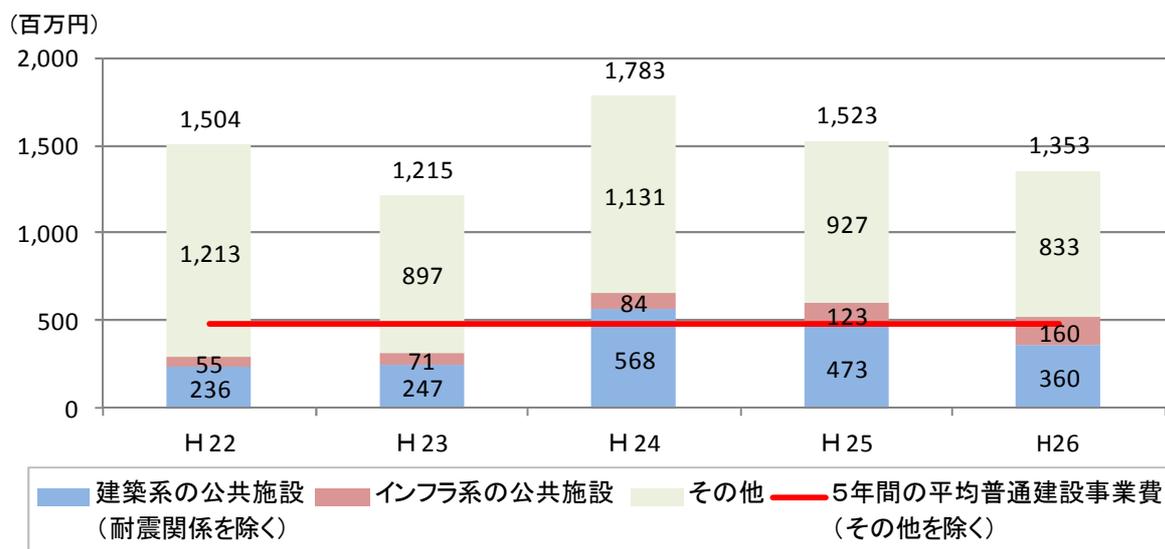


図 2-17 普通建設事業費の年度別推移

出典：財政課資料より集計

第2項 特別会計¹⁰（下水道）

歳入においては、平成22年度を境に大きく減少した市債や、年々減少傾向にあった使用料及び手数料を要因として歳入の減少傾向が続いていましたが、平成26年度には使用料及び手数料の増加等により微増となりました。

歳出については、管渠布設工事等の事業費が減少し、平成22年度以降は概ね横ばいの水準にて推移していますが、平成26年度には総務費、投資的経費の増加により微増となりました。

下水道管渠の建設等に使用される投資的経費は、平成20年度以降は0.5億円から1.8億円の間で推移しており、年平均では約1億円となっています。

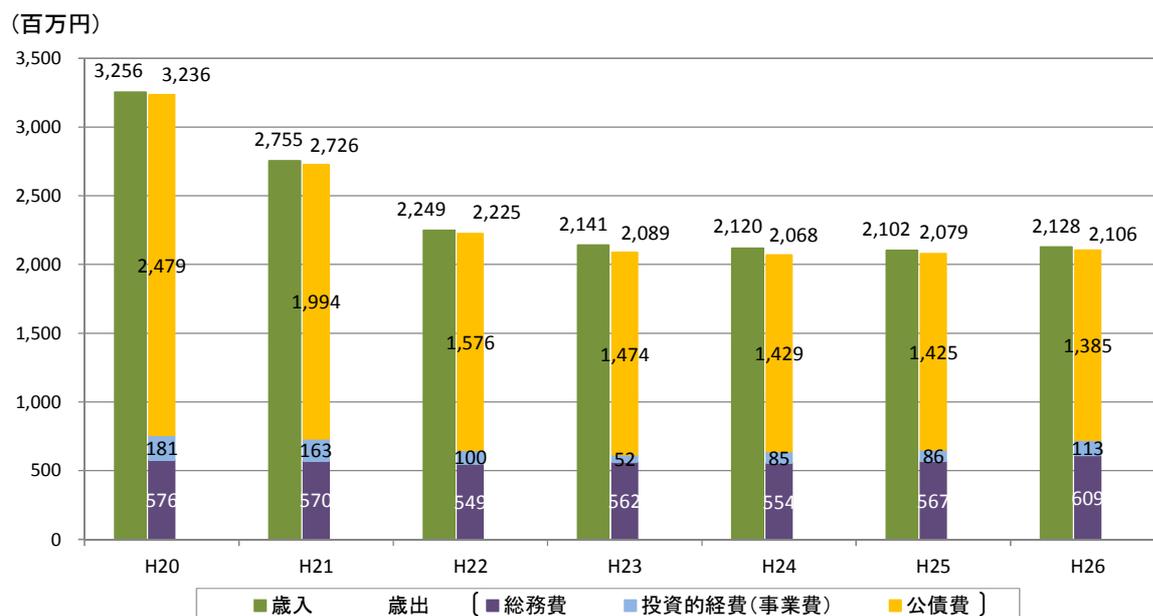


図 2-18 下水道事業特別会計 決算状況

(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

表 2-5 下水道事業特別会計 投資的経費の年度別推移

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平均
投資的経費(事業費)	181	163	100	52	85	86	113	111

出典：東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算書

¹⁰ 特別会計とは、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する場合において条例で設置する会計をいいます。

第4節 将来更新費用の推計

第1項 推計の意義

建築系の公共施設及びインフラ系の公共施設（道路附属工作物を含む）を対象として、将来の更新（建替え及び大規模修繕）に必要な費用の推計を行いました。推計期間は、平成29（2017）年度から平成28（2016）年度までの60年間です。更新費用の推計は事業費ベースで算出しており、国庫補助金、各種使用料収入等は考慮していません。そのため将来の更新時点における一般財源ベースの財政負担とは必ずしも一致しません。

第2項 建築系の公共施設に係る将来更新費用の推計

（1）推計方法

市が所有する建築系の公共施設を対象とし「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月・総務省）の考え方を参考として更新費用を推計しました。

更新費用推計における条件は以下のとおりです。

① 対象とする建築物

市が所有する建築物（プールを含む）を対象としています。借り上げて使用している施設は更新費用の推計対象からは除外しました。また、区分所有建物及び文化財・歴史的建造物等は、更新予定がないことから除外しました。

② 更新費用推計の考え方

現在と同じ仕様（用途、構造及び面積等）にて建替え及び大規模修繕を行うものと想定しました。建替え時には従前の建築物の解体に必要な解体費用を計上することとし、解体費用は延床面積1㎡あたり28,000円を計上しました。大規模修繕とは、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるものを指します。具体的には大規模な屋根の防水工事や外壁の補修工事等が該当します。

建替えに必要な建築費用は再調達価額（昭和59年度以前に取得）又は取得価額（昭和60年度以降に取得）をもとに算出しました。建替えの時期は、各建物の用途及び構造に応じた耐用年数をもとに設定しました。

大規模修繕に必要な建築費用は建替えに必要な建築費用の2分の1相当を設定しました。大規模修繕は建築後（建替え含む）、耐用年数の2分の1の期間にて計上しました。

なお、推計開始時点（平成29年度）ですでに建替え時期または大規模修繕時期を過ぎてしまっている建築物については、その費用の合計を推計期間の60年間に按分しています。

(2) 建築系の公共施設に係る将来更新費用

① 将来更新費用

60年間の更新費用の総額は938億円であり、1年あたりの平均額では16億円/年の更新費用が必要となります。このうち建替え費用の総額は579億円で、大規模修繕費用の総額は359億円となります。

市における建築系の公共施設に係る工事請負費の年平均額は約7億円/年(P.19(3)普通建設事業費参照)であり、1年あたり9億円が不足しており、2.3倍の更新費用が必要です。

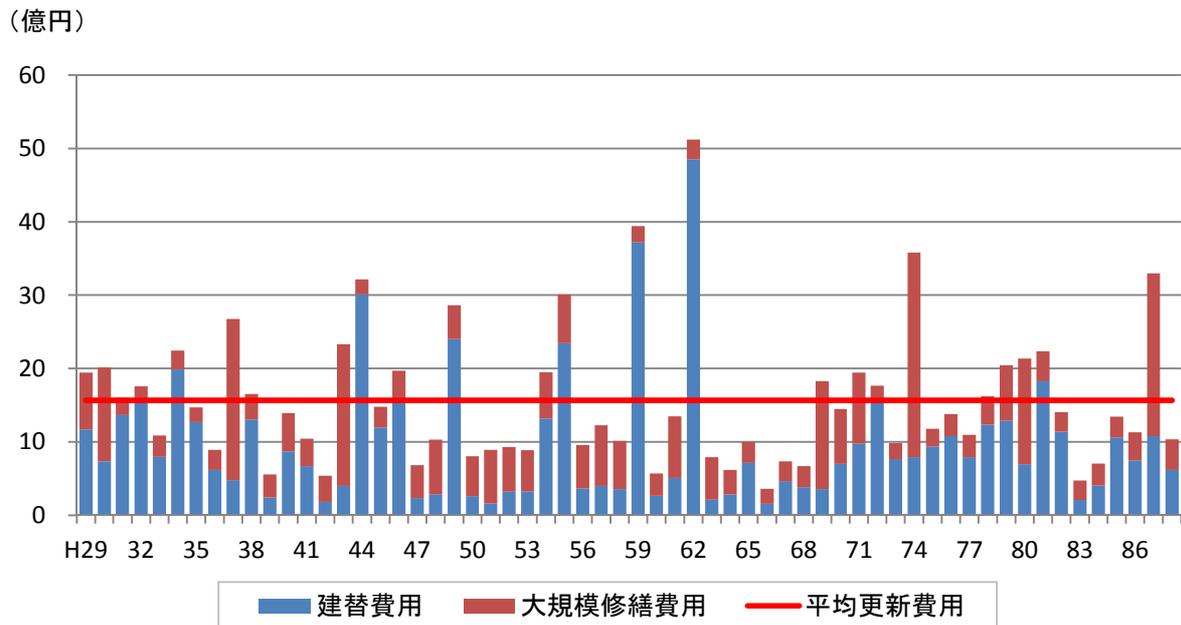


図 2-19 建築系の公共施設の将来更新費用(年度別)

表 2-6 期間別の将来更新費用内訳

(金額：億円)

項目/期間(年)	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	合計
建替費用	113	87	83	115	91	91	579
大規模修繕費用	60	56	63	36	77	67	359
合計(金額)	173	142	145	152	168	158	938
合計(構成比)	18.5%	15.2%	15.5%	16.2%	17.9%	16.8%	—

(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

② 維持管理費用を含めた推計

将来更新費用に、維持管理費用を含めた場合の将来の維持更新費用の総額は、60年間で2,948億円であり、1年あたりの平均額では49億円/年の維持管理・更新費用が必要となります。推計上の維持管理費用は、平成25年度の実績である約33.5億円/年（P.9（4）維持管理費等の支出状況参照）を将来にわたり計上しています。

なお、維持管理費用には、更新対象の施設以外（建物を借り受けて運営している施設等）についても含めています。

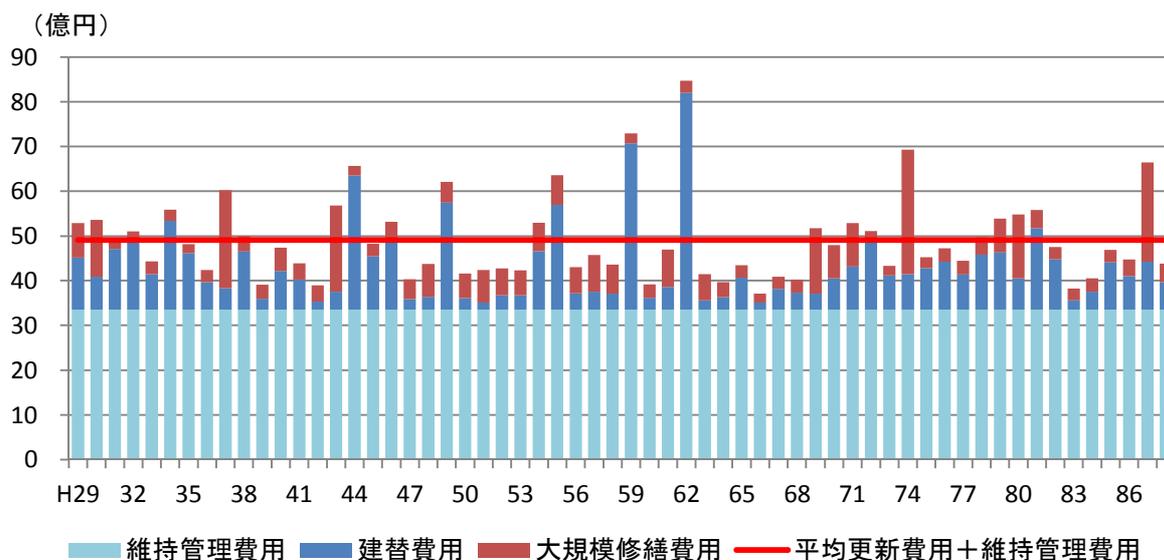


図 2-20 建築系の公共施設の将来維持管理・更新費用(年度別)

表 2-7 期間別の将来維持管理・更新費用内訳

(金額：億円)

項目/期間(年)	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	合計
建替費用	113	87	83	115	91	91	579
大規模修繕費用	60	56	63	36	77	67	359
維持管理費用	335	335	335	335	335	335	2,010
合計(金額)	508	477	480	487	503	493	2,948
合計(構成比)	17.2%	16.2%	16.3%	16.5%	17.1%	16.7%	—

(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

第3項 インフラ系の公共施設に係る将来更新費用の推計

(1) 推計方法

道路、橋梁、下水道、公園施設等の更新条件は下表のとおりです。

表 2-8 インフラ系の公共施設の更新条件

種 別		更新年数	更新単価
道路舗装	高級アスファルト	15年	11,274円/m ²
	簡易アスファルト、その他	15年	5,087円/m ²
	コンクリート	15年	6,682円/m ²
	ブロック コンクリート平板	15年	10,128円/m ²
	砂利道、未舗装	15年	920円/m ²
橋梁		東大和市橋梁長寿命化修繕計画 (平成27年3月)に準拠	
下水道(市建設分)		50年	取得価額(建設総務費と公共 下水道費の合算より算出)
下水道 (受贈分)	250mm以下	50年	61,000円/m
	251mm~500mm	50年	116,000円/m
	501mm~1000mm	50年	295,000円/m
	1001mm~2000mm	50年	749,000円/m
	2001mm~3000mm	50年	1,680,000円/m
	3001mm以上	50年	2,347,000円/m
公園施設		公園施設長寿命化計画策定指針(案) (平成24年4月 国土交通省)に準拠	
道路附属物 (街路灯)	電柱共架	10年	40,932円/基
	独立ポール(LED8W)	10年	252,180円/基
	独立ポール(LED88W)	10年	764,208円/基

(注) 道路の更新単価は市の工事实績を踏まえた標準単価を採用しています。下水道(受贈分)は、総務省推奨「公共施設更新費用試算ソフト」の単価を採用しています。

(2) インフラ系の公共施設に係る将来更新費用

60年間の更新費用の総額は742億円であり、1年あたりの平均額では12億円/年の更新費用が必要となります。このうち、道路の更新費用総額は380億円と最も高い水準であり、次いで下水道の316億円、道路附属物の26億円となっています。

さらにインフラ系の公共施設全体を10年ごとの年代別にみると、推計期間の11年目(平成39(2027)年度)から20年目(平成48(2036)年度)まで総額159億円(構成比21.4%)、21年目(平成49(2037)年度)から30年目(平成58(2046)年度)まで総額241億円(構成比32.5%)となっています。この20年間で総額400億円(構成比53.9%)を占めており、更新費用の大半が集中することが想定されます。

(億円)

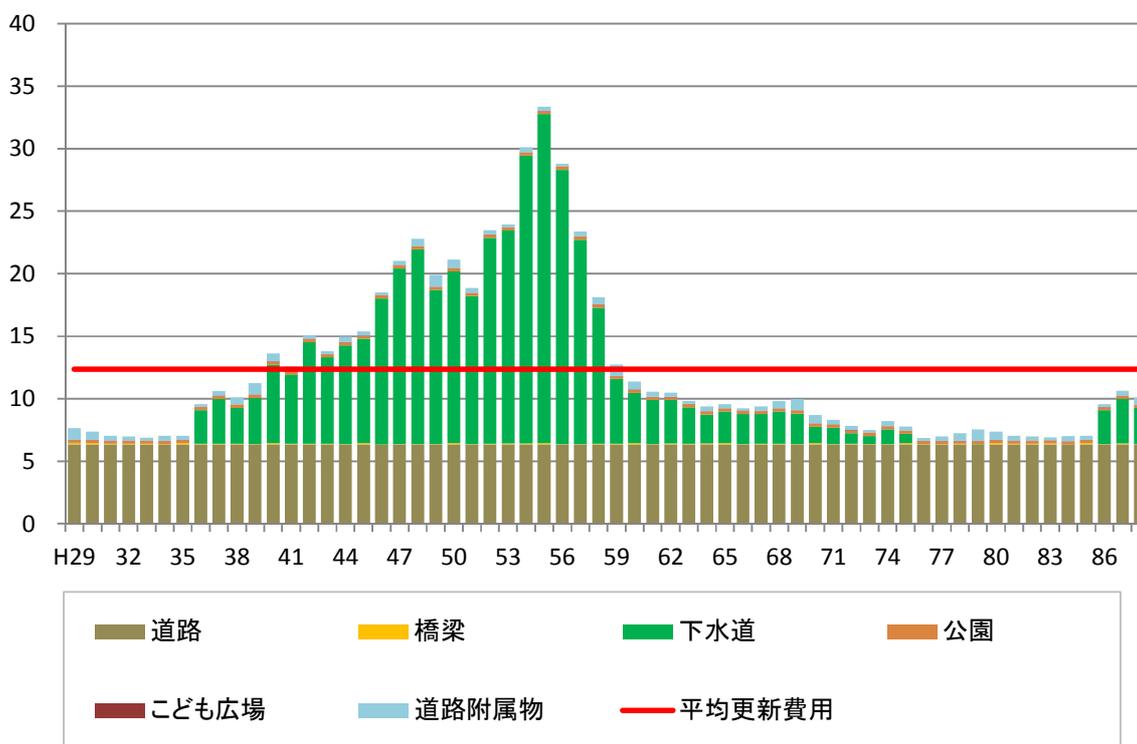


図 2-21 インフラ系の公共施設の将来更新費用(年度別)

表 2-9 期間別の将来更新費用内訳

(金額：億円)

項目/期間(年)	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	合計
道路	63	63	63	63	63	63	380
橋梁	0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	3
下水道	9	88	170	31	8	9	316
公園	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	14
こども広場	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	2
道路附属物	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	26
合計(金額)	80	159	241	102	79	80	742
合計(構成比)	10.8%	21.4%	32.5%	13.8%	10.7%	10.8%	—

(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

第4項 公共施設等全体に係る将来更新費用の推計

建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の各更新費用を合算した総額は、60年間で1,681億円であり、1年あたりの平均額では28億円/年の更新費用が必要となります。

市における公共施設等に係る工事請負費の年平均額は、下水道事業特別会計における投資的経費を含めて、約16億円/年（P.19（3）普通建設事業費及びP.20第2項 特別会計参照）であるため、更新費用に充当可能な財源の見込み額は毎年16億円/年であると仮定します。

以上のことから、現在保有している全ての公共施設等を更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額に対して、約1.8倍の更新費用が必要となります（参照 図2-22、表2-10 期間別の更新費用内訳、図2-23 公共施設等全体の将来更新費用（期間別））。

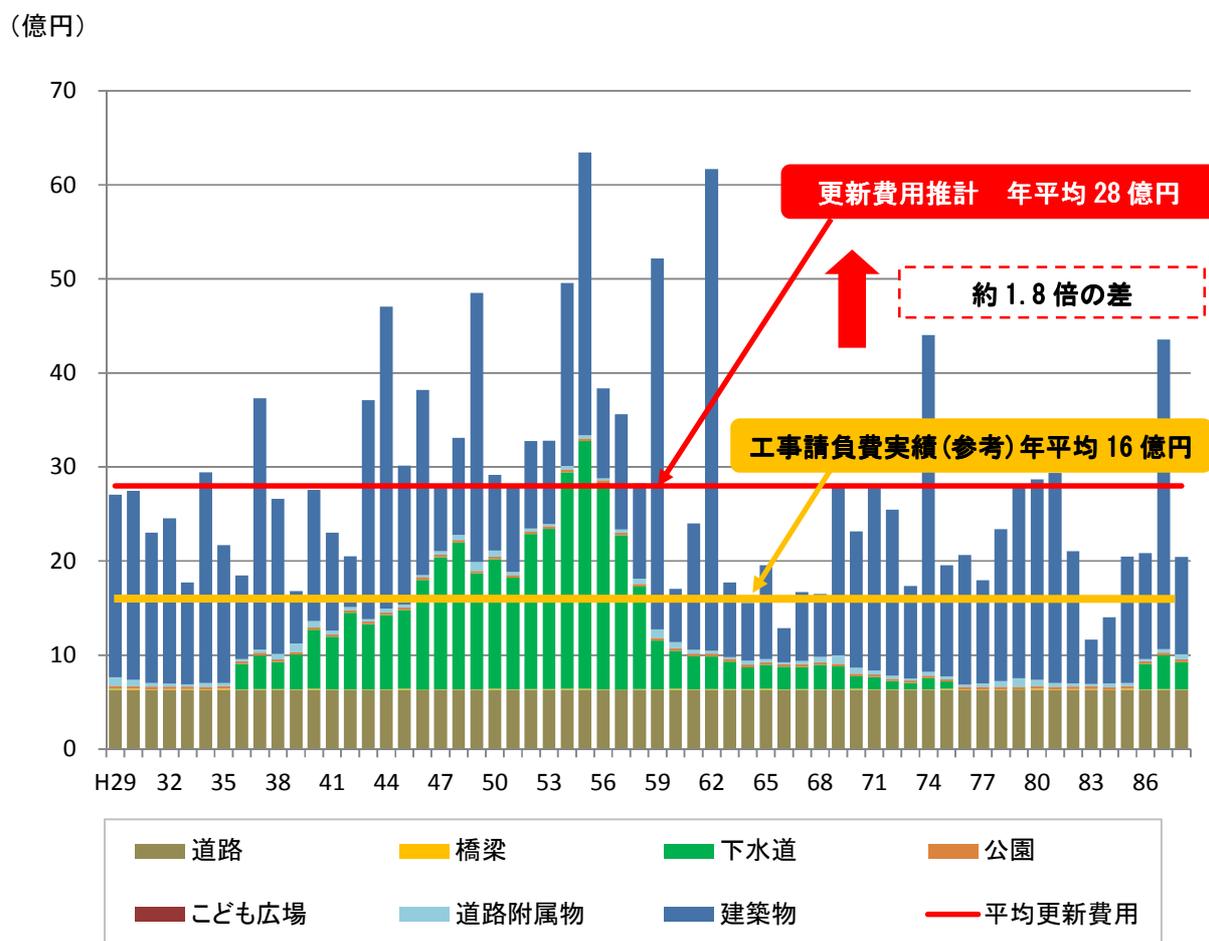


図 2-22 公共施設等全体の将来更新費用（年度別）

表 2-10 期間別の更新費用内訳

(金額：億円)

項目／期間(年)	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	合計
建築物	173	142	145	152	168	158	938
道路	63	63	63	63	63	63	380
橋梁	0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	3
下水道	9	88	170	31	8	9	316
公園	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	14
子ども広場	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	2
道路附属物	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	26
合計(金額)	253	301	386	254	248	238	1,680
合計(構成比)	15.1%	17.9%	23.0%	15.1%	14.7%	14.2%	—

(億円)

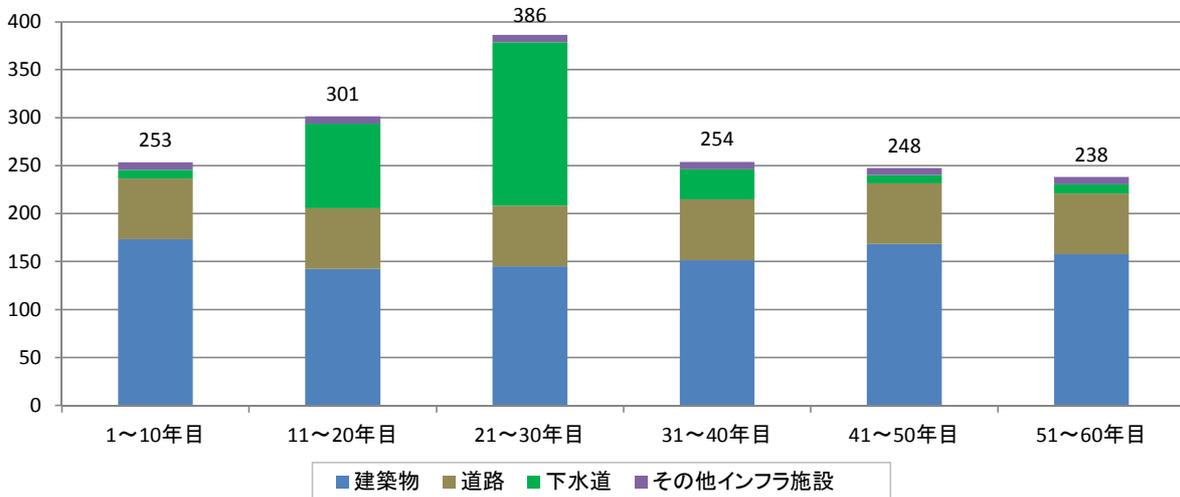


図 2-23 公共施設等全体の将来更新費用(期間別)

(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

第3章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

1 建築系の公共施設に対する老朽化対策

建物・設備の老朽化状況や、耐震基準の時代変化等に応じた適切な保全工事等を行います。

2 インフラ系の公共施設に対する老朽化対策

将来にわたって安全に安定的に機能を確保する必要があり、老朽化対策を計画的に行います。

3 人口動向の影響を踏まえた公共施設等の最適化

施設を長く大切に使いつつ、施設需要に対する施設数や配置等の最適化を図ります。

4 限られた経営資源である公共施設等の有効活用

将来世代に負担を残さないような維持管理の取り組みの方向性を定めます。

1 建築系の公共施設に対する老朽化対策

建築系の公共施設は、市の公共施設全体の75%（床面積換算）が築30年以上を経過しており、今後も施設を良好に使用していくためには、適切な保全工事等を実施していく必要があります。

あわせて設備類の陳腐化への対応や、耐震基準など安全性能基準の高まりへの対応、環境負荷低減への取り組みなど、時代の変化に応じて求められる機能に対応していく必要もあります。

2 インフラ系の公共施設に関する老朽化対策

インフラ系の公共施設は、道路、橋梁、下水道など生活に必要不可欠なものであり、安全性を維持するとともに、安定的な機能確保が求められます。このため、老朽化が進んでいる箇所の計画的な更新とともに、施設全体の保全についても計画的に実施することが必要です。

3 人口動向の影響を踏まえた公共施設等の最適化

少子・高齢化や人口減少の到来し、税収の減少と社会保障費等の増加が見込まれる中、すべての公共施設を維持・更新し続けることは困難となる見込みです。一方で、施設の利用ニーズ（質や量）は変化していくことが予測されます。このような状況から、施設を長く大切に使いつつ、将来負担すべき維持・更新費用の全体も見据えながら、施設の需要に対する数や配置の最適化（再配置）（※）を実施していくことが必要です。

（※）数や配置の最適化に関する手法についてP.31 に紹介しています。

4 限られた経営資源である公共施設等の有効活用

施設は、数十年にわたり存続するため、将来世代に過度な負担を強いることがないように、維持更新にあたっては長期的な視点で政策判断を行う必要があります。そのため、限られた経営資源である財源や既存施設を有効に活用する視点を重視し、必要となる公共施設等を将来にわたり維持するために有効と考えられる取り組みの方向性を定めます。

■公共施設等の数や配置の最適化（統合や廃止等）に係る各手法

手法の名称	目的と効果の例
廃止（解体）	<p>【目的】対象施設を廃止し、建物を解体撤去します。施設が不要で建物を他用途に変更することが困難な場合の手法です。</p> <p>【効果】廃止した施設分について、施設数と延床面積が減少します。</p>
廃止（移譲）	<p>【目的】対象施設を市の保有対象から除外し、民間等に施設を譲渡します。機能を残しつつ、所有者と運営主体を市から切り離す手法です。建物の利用価値があり、民間での運営が可能な施設について採用が可能です。</p> <p>【効果】市の施設数は減少しますが、施設の機能は原則として移譲先に引き継がれます。</p>
用途変更	<p>【目的】施設の位置や延床面積を引き継いで、用途のみを変更します。既存の建物を活用しながら、新たなサービス需要に応えることができます。</p> <p>【効果】用途変更によって設備や内装が変更することがありますが、原則として延床面積は減少しません。</p>
複合化	<p>【目的】用途の異なる施設を同一の建物内に配置し、一箇所に集約します。交通利便性の高い施設に複合化した場合には、利用者のアクセスが向上し利用率の向上につながる場合があります。維持管理の効率化も期待できます。</p> <p>【効果】複合化によって共用部分を中心に削減が可能であり、維持管理費用や更新費用等の削減が見込まれます。</p>
集約化	<p>【目的】用途が類似する施設を一つの箇所にまとめます。施設が供給過剰な場合や、利用度等を勘案して運営を効率化する場合に有効な手法です。</p> <p>【効果】集約化によって用途の重複した部屋（特に低稼働の部屋等）や維持管理費用や更新費用等の削減が見込まれます。</p>
移設	<p>【目的】対象施設を他の場所に移します。施設の配置を見直す場合に有効な手法です。元の施設の活用方法は別途検討する必要があります。</p> <p>【効果】①移設後に、他施設と集約化・複合化した場合には延床面積が減少することがあります。②移設後に単独施設としても、従前より小規模とした際には延床面積が減少します。</p>

第2節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

第1項 全庁的な取組体制の構築

本計画の実施にあたっては、次の体制を構築します。

公共施設等マネジメントをより強力に推進する見地より、トップマネジメントを行う市長を補佐し、あわせて資産管理活用を行う専任部署を設置して、計画に関する事務を統括します。

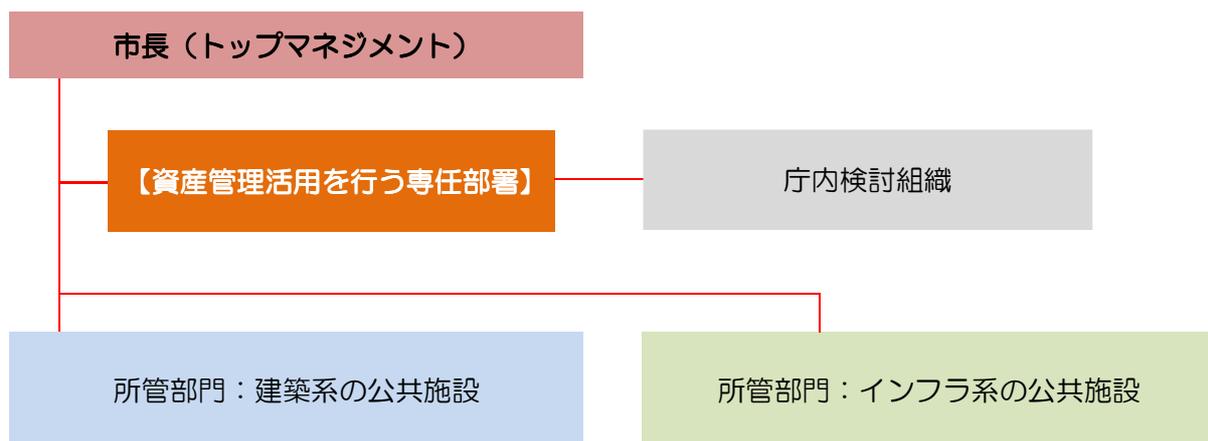
資産管理活用を行う専任部署の主な役割は以下のとおりとします。

- ① 固定資産の異動情報の活用
- ② 行動計画（アクションプラン）の推進
- ③ 新たな取り組みへの対応
- ④ 点検診断記録の集約と活用

建築系の公共施設、インフラ系の公共施設の所管部門と連携して取り組みを推進します。

なお、全ての公共施設等のあり方について調整することが必要となるため、庁内検討組織の会議を開催し、計画の進捗管理を行います。

【庁内体制図】



第2項 情報管理及び共有方策

市では全庁的な取組体制によって一元化・集約化された情報について以下の管理及び共有を行います。

- ① 実施部門である各施設所管課から集約した情報は、全庁にて共有を図ります。
- ② 計画に基づく行動計画（アクションプラン）の実施状況及び評価の結果は、全庁にて共有を図ります。
- ③ 行動計画（アクションプラン）における事業のうち、市民生活に影響の大きい事項についてはパブリックコメント等を通じて市民意見の把握と反映に努めます。

第3節 現状と課題に関する基本認識

第1項 現状と課題の概要

市では、本計画書の第2章で取り上げた「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の前提となる「現状と課題」を以下のとおりに整理しました。



第2項 現状と課題に関する基本認識

(1) 総量と配置の適正化を踏まえた施設の更新が必要

市の建築系の公共施設及びインフラ系の公共施設は、老朽化が進行しています。とくに建築系の公共施設では総延床面積の75%が築30年以上を経過しており、施設の更新に関する行動計画（アクションプラン）の策定が急務です。

ただし、将来更新費用の推計によれば、現状の施設をそのまま更新するものと仮定した場合、過去の工事実績を上回る更新費用が必要となり、財源は大幅に不足する見通しです。

したがって、行動計画（アクションプラン）は、施設の総量縮減や再配置の視点を盛り込みながら、負担可能な財源に見合う内容として策定する必要があります。

そのような観点から、行動計画（アクションプラン）に盛り込むべき施策の例としては、地域コミュニティの中心的な位置づけを有し、複合化による費用削減効果の高い大規模施設を中心とした建替えや、借地料負担の大きい施設を市有地に移設して賃借料の削減を図ることなどが考えられます。

(2) 行政サービス水準の見直しが必要

今後は少子・高齢化が進行するとともに、人口の減少が見込まれます。また地域別にも人口動向の差異が一層顕在化する見込みです。そのため、少子・高齢化や人口の減少に伴う利用ニーズの量の増減が見込まれるほか、高齢者の増加へ対応する必要性や少子化対策等の目的で、新たなサービス需要が生じることが想定され、利用ニーズの質の変化も予想されます。また、地域別の人口増減や少子・高齢化の差異に応じて、地域ごとの施設のあり方の見直しも迫られます。

さらに、財政の観点からは、歳入の増加が見込めない中で、社会保障費関連の歳出の増加に伴い、公共施設等の維持管理や更新等に充当できる財源の確保が一層難しくなる見込みです。

したがって、今後の公共施設等による行政サービスの水準は、利用ニーズの量と質の変化や地域ごとの利用ニーズの差異を踏まえつつ、市の財政状態に見合った施設の配置や維持管理費用の節約を前提とし、時代の変化に応じた柔軟な見直しが求められています。

(3) 今ある施設を長く賢く使う時代への対応が必要

老朽化した大量の施設に対する行動計画（アクションプラン）の策定が急務である中で、今後は人口減少、少子・高齢社会、厳しい財政見通し等の様々な変化が予測されています。

建築系の公共施設については、更新のほか、長く賢く使う時代への対応として、適切な点検、診断や、長寿命化改修の推進とともに、財政負担を軽減しつつ公共施設等の機能維持と安全確保を達成する取り組みが必要となっています。

インフラ系の公共施設については、各種の点検、診断を実施し、利用度も踏まえた予防保全型の維持管理等を一層推進し長寿命化を図る必要があります。

第4節 公共施設等三原則

今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、公共施設等の総量や配置の見直しを計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進します。そこで、前節の現状と課題に関する基本認識をもとに、以下のとおり「公共施設等三原則」を掲げます。

公共施設等三原則

原則その1 『行動計画(アクションプラン)の策定と実行』

総量と配置の適正化を踏まえた行動計画(アクションプラン)を策定し、老朽化対策を計画的に行うことで、機能維持と安全管理に万全を期します。

原則その2 『サービス水準の見直し』

人口や財政の動向を踏まえながら、時代の変化に応じてサービス水準を見直すことで、地域間や世代間の公平性を確保します。

原則その3 『効率的な維持管理の推進』

財政負担の軽減に主眼を置き、中長期的な視点に基づく効率的な維持管理を推進することで、施設の整備・運用・更新に至るまでに必要なライフサイクルコストの縮減を図ります。

第5節 建築系の公共施設に係る基本方針

公共施設等三原則を踏まえた建築系の公共施設に係る基本方針を次のとおりに定めます。

三原則その1 『行動計画(アクションプラン)の策定と実行』

- 方針1 市が40年間の計画期間内に達成を目指す延床面積の「目標縮減率(※)」を設定し、人口動向や適正配置に留意しながら計画的に総量を縮減し、適正な総量と配置を目指します。
- 方針2 施設評価によって更新すべき時期から遡り、更新の検討開始時期を明確にすることで、予算の平準化や事務負担の軽減を図ります。
- 方針3 市全体での集約化として、建築系の公共施設を建替える際には、集約化又は多機能化(複合化)による建替えを検討します。
- 方針4 小中学校を建替える際には複合化によって周辺施設を可能な限り集約します。
- 方針5 上記の方針4に該当しない施設についても、地域の中核となりうる施設は、建替えや長寿命化改修の際に周辺の単独施設を可能な限り集約化又は複合化します。
- 方針6 借地に設置している施設は、存廃の方針を踏まえつつ、可能な限り市有地への移設を図るとともに、今後、借地による施設整備の必要が生じた際には、関係機関との連携による負担措置を講じること等により、財政負担の軽減を図ります。

三原則その2 『サービス水準の見直し』

- 方針7 同種類似施設の近接度、現状の利用者数や稼働率及び将来の見通しを踏まえて、機能が重複している施設や利用が少ない施設などを改めて検証し、開館日数やサービス内容について利用実態に応じた見直しを図り、サービス維持と財政負担軽減の両立を図ります。
- 方針8 所管部門や設置根拠条例を基準とした施設運営を基本としつつ、異なる所管や用途の施設であっても横断的に連携を図り、利用者や利用団体に求められるサービスに柔軟に対応できる体制づくりを目指します。

三原則その3 『効率的な維持管理の推進』

- 方針9 公民連携手法(PPP)の積極的な活用を図り、民間施設への移転(施設の活用)や民間資金の活用(PFI等)による更新費用の負担軽減を図ります。また、指定管理者制度の導入をはじめ、地域の住民やNPOをはじめとする各事業者の創意工夫、各種活動との連携を図り、公共施設の有効活用に努めます。
- 方針10 点検診断、修繕工事の履歴管理と活用(保全計画の策定)を推進し、営繕事業を横断的に管理し、点検診断、予算確保及び修繕工事を一元的に実施できる体制を強化します。
- 方針11 ライフサイクルコストの低減を図る観点から、長寿命化の視点を取り入れた設備の採用及び修繕工法の採用を推進します。

◆ 目標縮減率について

方針1において掲げた目標縮減率は、以下の目標数値を設定します。

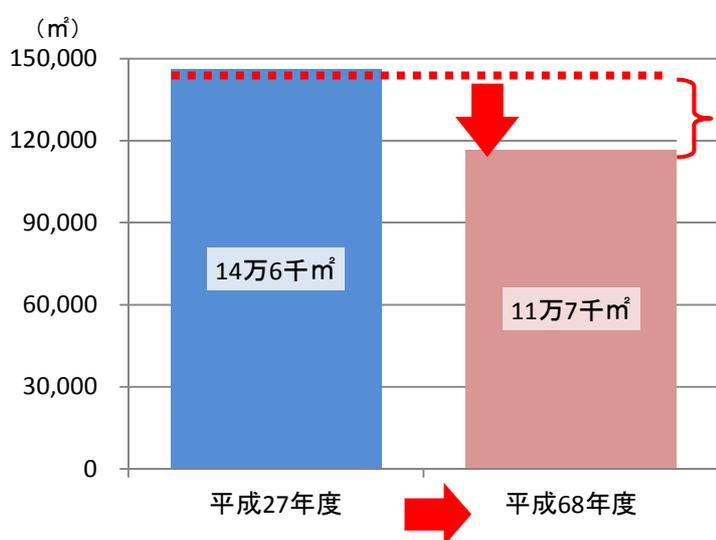
市は、計画期間である平成29（2017）年度から40年後の平成68（2056）年度までに、

【目標】 延床面積を概ね20%縮減します。

【計画達成後における40年後の本市の姿】

延床面積：約11万7千㎡（平成27年度末時点の約14万6千㎡より概ね20%相当を縮減）

【目標達成イメージ】 建築系の公共施設の延床面積



計画期間内に約2.9万㎡・20%相当の延床面積を縮減します。

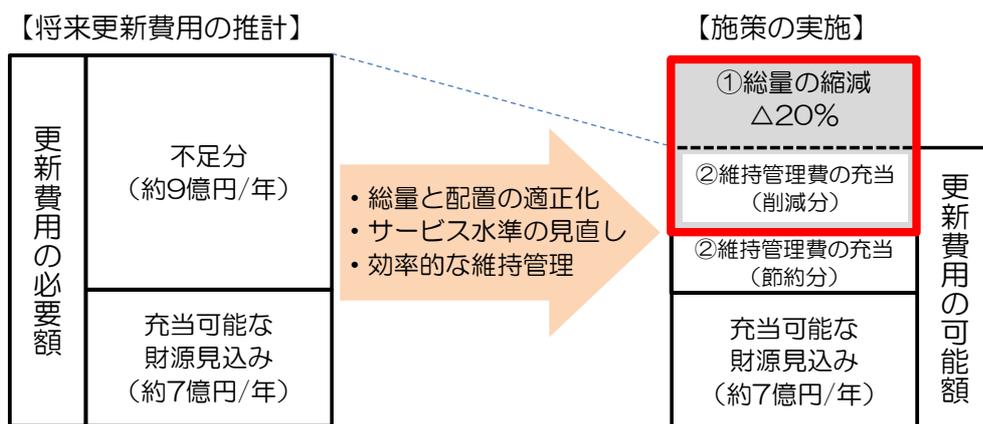
【目標とする総量縮減率・概ね20%の設定根拠】

- ◆ 将来人口推計によると、約45年後の平成72（2060）年には本市の総人口は対平成27（2015）年比で約17%減少する見込みです。このうち、年少人口は約36%の減少、老年人口は約20%増加する見込みです。生産年齢人口は約37%の減少見込みです。
- ◆ 建築系の公共施設に関する更新費用の推計値では、今ある施設の原則全てを更新するとした場合には年平均16億円の更新費用が必要となるものの、過去の工事費用の実績からみた更新費用に充当可能な財源は年平均7億円であり、9億円の不足が見込まれます。そこで、今ある施設の原則全てを更新するのではなく、①施設総量を縮減して更新費用の必要額を削減し、かつ②維持管理費の節約額の一部を工事費実績額から見た年平均7億円の財源に加算するものとした場合、施設の総量を約2.9万㎡（全体面積の約20%相当）縮減することで、残り80%に相当する施設の更新に必要な財源の確保が可能であるとの推計結果が算出されました（更新費用の必要額と更新費用に充当可能な財源の一致）。

- ◆ 以上を踏まえ、建築系の公共施設については、将来的な人口減少に見合った総量の適正化を図る観点と、充当可能な財源の不足を可能な限り解消する観点から、施設の総量縮減は本市にとっては必要不可欠な取り組みであるという認識の下、計画期間内に達成すべき建築系の公共施設の目標縮減率を概ね 20% (約 2.9 万㎡) としました。

◆ 施策実施による更新費用確保の考え方 (参考)

建築系の公共施設について、①施設総量 (面積) の縮減による更新費用の削減施策、及び②維持管理費用の一部を既存施設の更新費用に充当する施策を実施した場合の更新費用の可能額の考え方は下図のとおりです。



< 施策の例と効果 >

①施設総量 (面積) の縮減のための施策

- ・ 総量及び配置の適正化や、サービス水準の見直しの観点から、一定の集約化または複合化等を行い、施設総量 (面積) を縮減して更新費用の必要額を削減します。

②維持管理費用の一部を既存施設の更新費用として充当する施策

- ・ 縮減した施設面積の維持管理費 (削減分) については、基金等を活用して、既存建物の更新費用の財源の一部に充当します。
- ・ 既存施設の維持管理費についても、省エネルギー対応や保守性の高い最新設備への更新、借地の解消等による施策の効果により、毎年の維持管理費用を節約して既存施設の更新費用の一部に充当します (節約分)。

第6節 インフラ系の公共施設に係る基本方針

公共施設等三原則を踏まえたインフラ系の公共施設に係る基本方針を次のとおりに定めます。

三原則その1 『行動計画(アクションプラン)の策定と実行』

- 方針1 新規整備は必要な整備に限定します。
- 方針2 既存施設で総量削減が可能な施設は、老朽化状況・利用状況・更新費用の見込みを踏まえて、段階的な縮減を図ります。
- 方針3 関係省庁等の指針やマニュアルに準拠した点検診断を推進し、老朽化施設の把握とデータベース管理を行い、行動計画(アクションプラン)を策定します。
- 方針4 長寿命化計画(又は類似の保全計画)に基づく計画的な更新を推進し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

三原則その2 『サービス水準の見直し』

- 方針5 歩道整備や公園の緑化、子どもや高齢者が安心して利用できる公園内施設(ベンチ・トイレ・遊具等)の整備など、市の魅力を高めるために必要な維持管理や改修を推進します。
- 方針6 景観との調和や観光推進にも寄与できる道路交通網の整備を推進します。

三原則その3 『効率的な維持管理の推進』

- 方針7 日常のパトロール体制と手法の充実を図るために、庁内関係部署との連携や民間事業者の活用を推進します。
- 方針8 長寿命化計画と連動した予防保全と適切な事後保全の組み合わせによって、維持管理費用の低減化と管理の効率化を実現します。
- 方針9 職員研修への積極的な参加と技術職員の計画的な配置を行い、関係省庁等の指針やマニュアルに準拠した維持管理を推進します。

第7節 公共施設等の適正管理を実現するための実施方針

公共施設等三原則、建築系の公共施設に係る基本方針及びインフラ系の公共施設に係る基本方針を踏まえて、以下のとおりに7つの実施方針を定めます。

(1) 点検・診断等の実施方針

- 施設の老朽化状況や過去の修繕履歴等を踏まえて、予防保全の観点から修繕が必要な箇所や改修が必要な設備類の早期発見に努めます。
- 点検診断結果については関係所管部門での情報共有を図り、施設の安全性の確保や適切なサービスの提供に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(維持管理)

- 施設を所管する実施部門においては、資産管理活用を行う専任部署及び所管部門との連携を図り、予算の確保や必要な修繕に必要な情報共有を行い、計画的な維持管理を推進します。
- 全ての施設について、経費の節減や公民連携手法の採用可能性を検討し、サービス向上と市の財政負担の軽減に寄与する維持管理の実現を目指します。
- 施設の設置目的や特徴に応じた使用料の見直しや各種の歳入確保の実現を目指します。

(修繕・更新)

- 市において推進する「最適配置」や「総量縮減」に係る各種計画との整合を図り、計画的な修繕及び更新を実施します。
- 大規模修繕や建替え等、多額の費用を要する工事の実施にあたっては、事前にPFI等の公民連携手法の採用を検討し、財政負担の軽減を図るように努めます。
- 今後の修繕及び更新に必要な財源確保を目的とし、公共施設等の整備を目的とした基金の活用を推進します。

(3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断等により、施設・設備の安全性や耐久・耐用性について、高い危険性が認められた場合には、使用中止を含めた迅速な安全確保策を講じます。
- 老朽化等により用途廃止をした施設については、放置することで倒壊や火災等の事故を誘発しないように、安全管理を徹底するとともに、施設の速やかな活用または除却を推進します。

(4) 耐震化の実施方針

- 国等の耐震基準や耐震化の指針に準拠し、適切な耐震性の確保に努めます。
- 避難所に指定されている施設や災害発生時の本部施設等、災害時においても活用が必須である施設については、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの教訓を踏まえて、市において必要となる耐震化の条件を整理して、今後の改修に活用を図ります。
- 耐震化が未了であり、廃止予定の施設については、速やかな移設又は廃止を検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

- インフラ系の公共施設のみならず、建築系の施設においても、国等の方針を踏まえた長寿命化計画を策定し、計画に基づく適切な改修や維持管理を実施します。
- 施設の更新の際は、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた工法や部材の採用を図るなど、コストの低減と施設の有効活用を推進します。

(6) 統合や廃止の推進方針

- 建築系の公共施設を中心として最適配置と総量縮減を実現する観点から統合や廃止を推進します。
- 市では、建物の老朽化状況（大規模修繕や建替えの必要性）、民間代替性、利用状況（サービス存続の必要性）、運営の効率性（費用対効果）、他施設への転用の可能性等を踏まえつつ、立地の適正さも勘案して統合や廃止を推進します。
- 統合や廃止とは、P. 31 に例示する各手法として定義します。

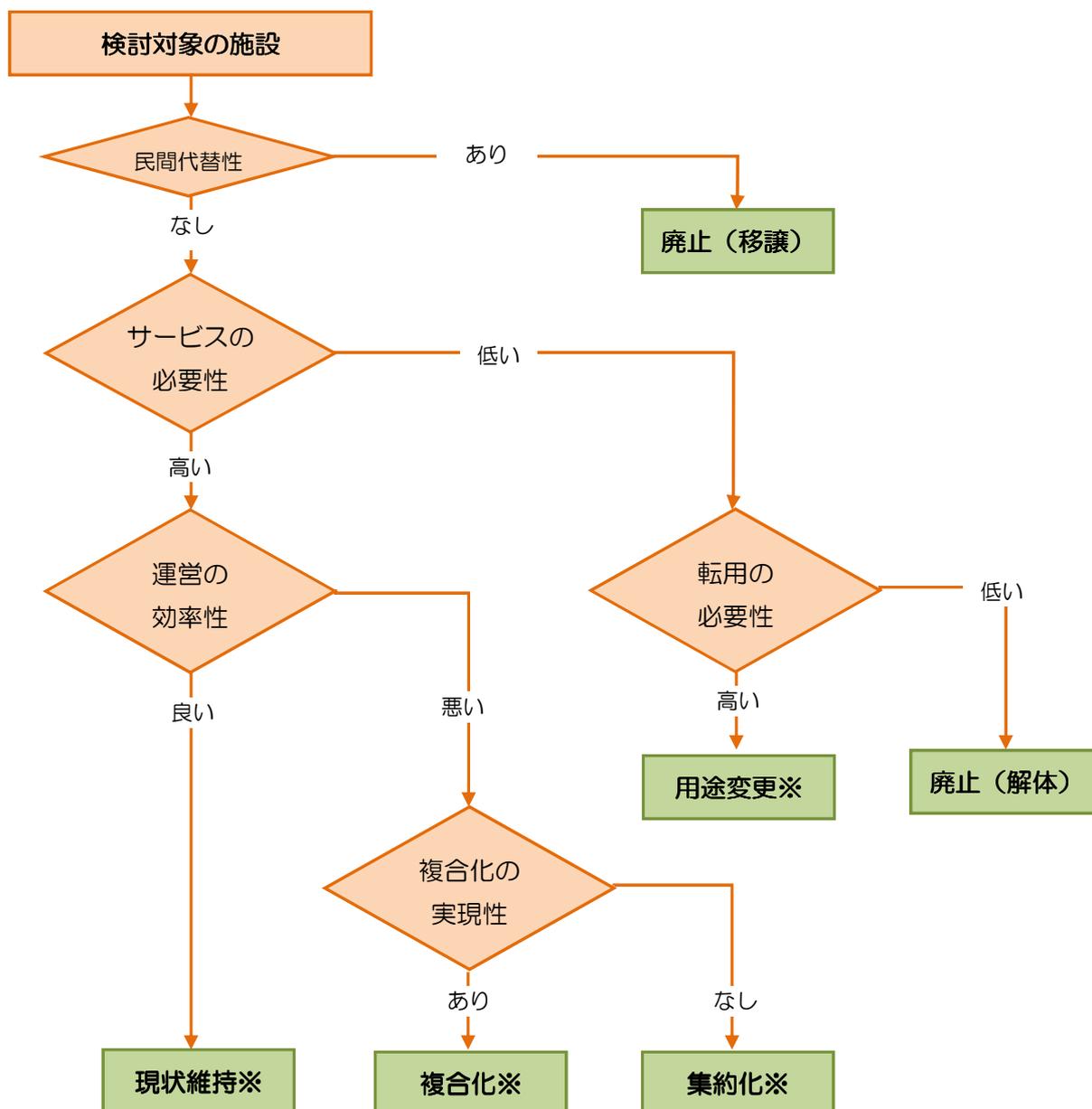
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 今後は、資産管理活用を行う専任部署を中心に市内の情報活用の一元化を図るとともに、市内横断的な検討の際には関係部署の取りまとめを行い、効率的かつ適正な維持管理を推進します。
- 市が直面している公共施設等の老朽化対策を適切に進めるために、建築系やインフラ系に関する職員の技術習得と専門資格の取得を推進し、体制の強化を図ります。

■統合や廃止に係る手法の採用を検討する際のフロー図

建物の更新時期（大規模修繕や建替え）の到来を見据えつつ、利用状況等による検討の緊急性も加味しながら以下の原則としてフローに基づいた統合や廃止に係る各手法の採用を検討します。

なお、以下の各判断（民間代替性等）にあたっては、さらに評価基準を設定し、定量的な評価要素と定性的な評価要素を組み合わせながら客観的な基準によって判断を可能なものとします。



※現状維持、複合化、集約化及び用途変更を検討する際には、さらに立地の適正さ及び移設用地の確保の見込み等を勘案し、立地の適正化を図る観点から移設についても検討を行います。

第8節 フォローアップの実施方針

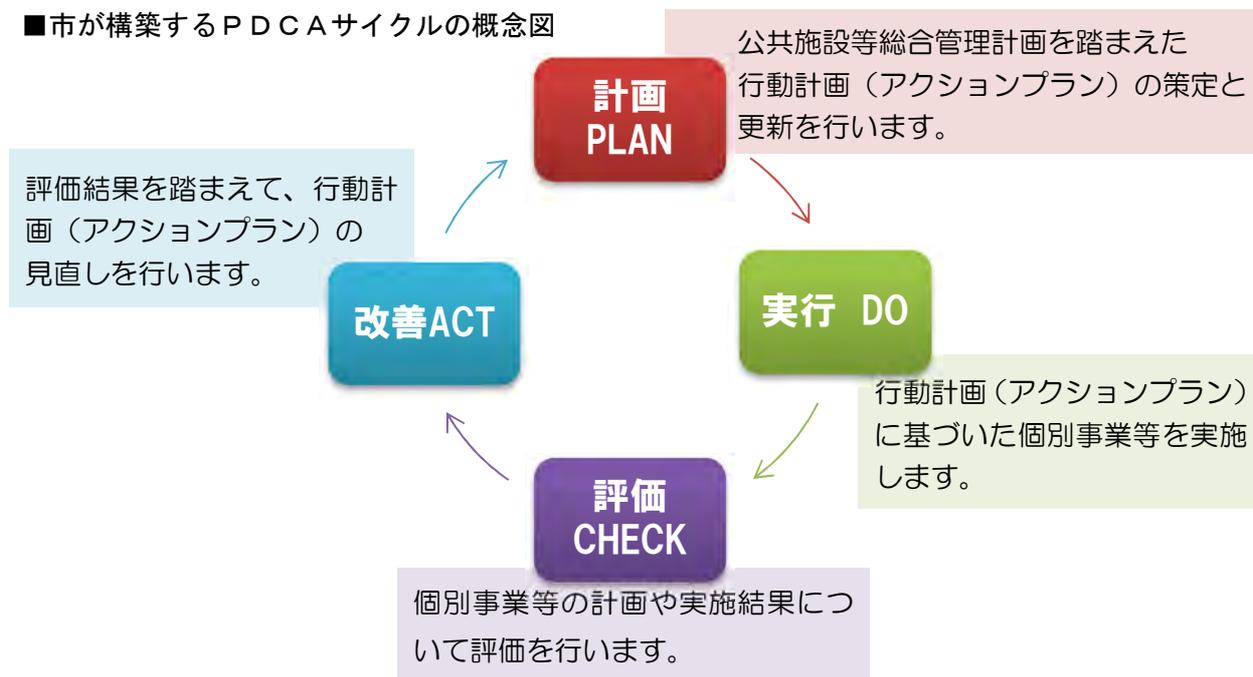
公共施設等総合管理計画に基づく行動計画（アクションプラン）及び個別事業の進捗を定期的に庁内で集約して評価を行い、必要に応じて本計画や行動計画（アクションプラン）等の見直しに反映させます。

また、本計画は40年間の長期計画としていますが、関連する諸計画や計画の前提とした社会情勢等の変化が生じた際にも、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、市が目指す公共施設等総合管理計画のPDCAサイクルは下記のとおりです。PDCAを適切にまわすことで、公共施設等総合管理計画を基点とした一連の公共施設等マネジメントが発展的に庁内に定着するものと考えています。

- | |
|--|
| 計画(Plan) : 平成28年度に策定する公共施設等総合管理計画、さらに公共施設等総合管理計画を踏まえた行動計画（アクションプラン）があります。 |
| 実行(Do) : 行動計画（アクションプラン）を受けて個別事業を実施します。 |
| 評価(Check) : 個別事業について、事前又は事後の評価を行います。評価の具体的な体系や手続についても定めます。 |
| 改善(Act) : 評価結果を踏まえて、行動計画（アクションプラン）や個別事業の内容の改善を図ります。 |

■市が構築するPDCAサイクルの概念図



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 建築系の公共施設

第1項 学校教育系施設

(1) 学校

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

公共施設等総合管理計画の内容を踏まえて、今後、関係部署との調整を図りながら「学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定する予定です。

<施設の老朽化状況と対応状況>

耐震改修工事をはじめ、可能な限りの修繕等を行ってきましたが、厳しい財政状況の下では、一般的な改築中心の老朽化対策では対応しきれないため、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・平準化を目指した長寿命化改修への方針転換を図る必要があります。

<施設数及び面積の過不足の状況>

当面は、特別支援教室の設置、放課後子ども総合プラン等により、教室数の余剰については考えにくい状況です。

長期的にみると、小・中学校全体でピーク時の半分強の児童・生徒数となっていることもあり、特別支援教室設置等による必要教室数の増加はあるものの、今後も年少人口の減少が予測されることを踏まえ、長期的な視点から小学校及び中学校のあり方を検討する必要があります。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

将来の年少人口の減少を踏まえ、学校施設の建替えや大規模修繕の実施にあたっては、総量縮減を図る観点から近接する学校の統廃合等も視野に入れ、他用途の施設との複合化や、学校施設の最適化を図ります。

なお、学校施設の最適化にあたっては、地域コミュニティの活性化や防災対策等の観点も踏まえて検討を行います。

集約化等によって学校施設の用途を廃止した場合には、用途を廃止した建物や跡地の有効活用を図ります。

上記の学校施設のあり方に関する基本方針を踏まえて、文部科学省が推進している学校施設の長寿命化計画の策定を行い、長期利用を図る学校については学校施設の長寿命化を推進します。

(2) 学校給食センター

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

東大和市学校給食基本計画（平成 24 年 11 月策定）に基づいて、新たな学校給食センターの工事を平成 28 年 9 月に完成し（予定）、平成 29 年 4 月に稼働します。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

将来の児童・生徒数の動向を踏まえ、必要な食数を調理できるような学校給食センターを建設しています。

<維持管理費の低減に関する施策の実施状況>

新たな学校給食センターでは、LED 照明、ガスを熱源とする空調機器を導入して効率化を図るとともに、調理機器においても節水タイプ等を選定しているなど維持管理費の低減を目指しています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

新たな学校給食センターの稼働後は、施設の長期利用を前提とし、児童・生徒数の動向を踏まえながら計画的に設備の更新や大規模修繕を実施します。

(3) その他の教育施設（サポートルーム及びさわやか教育相談室）

① 現状や課題に関する基本認識

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

毎年、各学校に必要部数の利用案内を配布しているほか、学校や指導室に直接相談があった場合には、施設の紹介をしています。今後も施設の利用ニーズは増える見込みです。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

市内の幼児・児童・生徒に対する相談業務や、学校不応児・生徒の学習指導等を実施する場所として、今後も継続して必要な施設です。

第2項 市民文化施設

(1) 地区会館

① 現状や課題に関する基本認識

<施設数及び面積の過不足の状況>

市では、公民館や地区集会所の配置状況を踏まえて地区会館を整備した経緯があり、現状では施設数は十分であると認識しています。

一部の部屋に利用が集中し、部屋ごとの利用度に偏りがある地区会館があります。

<その他>

地区会館、公民館及び地区集会所は、設置の経緯、市内での配置状況及び集会機能という役割において、密接な関係にあります。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後、利用者が減少する施設を中心として、集会機能を有する類似施設を含めた総量の適正化を図る観点から、公民館や地区集会所との集約化又は複合化を検討する必要があります。

長期利用を図る施設については、引き続き長期的な視点に立って計画的な維持管理及び修繕等を実施します。

(2) 地区集会所

① 現状や課題に関する基本認識

<施設数及び面積の過不足の状況>

現状では、地区集会所の過不足は顕在化していません。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

地区集会所は、地域に根差した施設という面があることから、大幅な利用者の増減は生じていない状況です。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後、利用者が減少する施設を中心として、集会機能を有する類似施設を含めた総量の適正化を図る観点から、公民館や地区会館との集約化又は複合化を検討する必要があります。

長期利用を図る施設については、引き続き長期的な視点に立って計画的な維持管理及び修繕等を実施します。

(3) 図書館

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

中央図書館は開館以来、大規模修繕を実施していないため、全体的に外壁や内装の劣化が目立ち、また、機械設備の不具合も発生しています。

<施設数及び面積の過不足の状況>

書庫の不足が、図書館の緊急性の高い課題です。

中央図書館は、当初設計時の所蔵冊数（容量）を大幅に上回る所蔵冊数となっており、除籍の対応では間に合わない状況です。また桜が丘図書館の書庫は館外に配置されており、手狭でもあるので利用効率が著しく劣っています。

図書館は、市域の北側には無いため、これらの地域の図書利用ニーズは移動図書館でカバーしています。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

中央図書館では、休館日を除く水曜日、木曜日、金曜日は、午後 7 時までの夜間開館を実施しています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

中央図書館について、開館以来大規模修繕を実施していない現状や施設設備等の不具合箇所の発生状況を踏まえ、早めに大規模修繕の実施方針を確定する必要があります。そのため、中央図書館は将来的な耐用年数到来時における建替え方針の検討に着手し、当該方針に沿った更新・修繕計画を実行します。

中央図書館の建替え方針を検討する際には、現状の書庫の不足状況、移動図書館の運用方針、他施設との複合化の必要性等、市における図書館機能のあり方を含めて検討を行います。

図書館の役割や運営方法について、様々な利用者からのニーズを踏まえ柔軟かつ迅速に見直しを行うなど、引き続きサービスの維持及び向上に取り組みます。

(4) 市民会館（ハミングホール）

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

開館当時に策定した修繕計画について内容の見直しを進めています。

<施設の老朽化状況と対応状況>

経年劣化による施設の更新、備品の修繕への対応が増加しています。また、更新や修繕のために必要な部材等の単価が非常に高価なため、対応するためには多額の経費が伴います。

大・小ホール舞台機構、音響、照明更新工事及び地下駐車場設備改修工事等をはじめ大規模な工事が今後も続く予定です。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

うまかんべえ～祭、成人式などの市の事業と連携したり、市内学校や高齢者施設へのアウトリーチ（※）によって利用者の増加を図っています。また、利用者へのアンケートの実施や、情報コーナーの充実等を図っています。

※アウトリーチ…本来、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、さまざまな場合に用いられますが、ここでは公的機関や公共的文化施設などが行う地域への出張サービスや、企画者側から芸術家などを派遣することによる普及活動を意味します。

<その他>

市内で本格的に音楽の発表ができる環境が整っている施設で、維持・管理には高度な専門知識と技術が必要な施設です。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

市民アンケート結果等も踏まえながら評価を実施し、市民サービスの向上と施設の有効活用に努めます。

中長期的な修繕計画について見直しを図り、特に多額の維持管理費用や更新費用を要する設備類を中心に、予防保全型の修繕対応を行うことで、ライフサイクルコストの低減と突発的な故障などによる損害の発生を未然に防ぐように努めます。

今後の運用や維持更新の方向性については、ホール機能や会議室機能を有する他の公共施設とともに施設のあり方について検討を行います。

(5) 郷土博物館

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

郷土博物館は、建設から20年以上が経過し、設備更新が必要となっていますが、事後保全の対応をしています。

<施設数及び面積の過不足の状況>

収蔵庫が不足しています。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

年2回の新聞折込チラシ、プラネタリウム投影や企画展示のポスター・チラシ作成、郷土博物館だより（光と風）の発行を行って、来館者の増を図っています。

<その他>

近隣自治体とのソフト面での連携として東村山ふるさと歴史館・武蔵村山市立歴史民俗資料館・瑞穂町郷土資料館と共催事業として狭山丘陵市民大学を開催しています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

郷土博物館をより有効活用するために、市民への認知度の向上、魅力の発信及び交通アクセスの改善など、対策を講じる必要があります。

そのため、文化財・文化施設との併設や複合化、多機能化、機能の全部または一部の移設等、多面的な検討を行います。

今後は、上記の検討を踏まえて施設の運営と計画的な改修を実施します。

収蔵品の保管ルールを明確化し、収蔵スペースの効率的な利用を推進します。

(6) 文化財・文化施設

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

(仮称)郷土美術園は約100年、慶性門は修復から20年以上、旧日立航空機株式会社変電所も修復から20年以上が経過した建物で、いずれも大規模な修繕を行う必要があります。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

旧日立航空機株式会社変電所は定期的な内部公開を、(仮称)郷土美術園は年2回の特別公開を実施しています。

<その他>

(仮称)郷土美術園では、絵画及び美術工芸品の収益・整理に努めています。

(仮称)郷土美術園は国の登録有形文化財の指定に向けた準備を進めています。

旧日立航空機株式会社変電所は、保存に向けた取組みを進めています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の保存価値を関係諸団体や有識者の意見を踏まえて検証しつつ、保存にあたって必要となる費用を整理したうえで、市民合意を得ながら施設の保存のあり方を検討します。

(7) 公民館

① 現状や課題に関する基本認識

<施設数及び面積の過不足の状況>

利用者からは、和室を洋室の学習室に改修したり、グループ用の倉庫を拡充してほしいなどの要望が寄せられています。

駐車場の不足やエレベーターが未設置であることによる利用の不便さが生じている施設があります。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

こうみんかんだより、地区館だより、市の公式ホームページにより事業やグループ会員募集等の情報発信をしています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

中央公民館と地区館（4館）の役割と位置づけを明確にします。今後、利用者が減少する施設を中心として、集会機能を有する類似施設を含めた総量の適正化を図る観点から、地区会館や地区集会所との集約化又は複合化を検討する必要があります。

中央公民館及び地区館の運営方法についても、利用者への著しいサービスの低下を招かないように配慮しつつ、各館の利用時間帯の空き状況や混雑状況を踏まえ柔軟な開館日時や時間の設定を検討し、維持管理費の低減を図るようにします。

第3項 スポーツレクリエーション施設

(1) スポーツ施設

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

市民体育館・市民プールは、建設から30年程が経過し、設備更新が必要となっておりますが、事後保全により対応しています。特に市民プールは、屋外施設であることから、改修の必要性は、より高まっています。

<施設数及び面積の過不足の状況>

他市に比べ、屋外体育施設の整備は遅れています。

屋外の市民プールは、夏季のみの利用にとどまっていることから、効率的な施設利用の観点からの検討が求められています。

<維持管理費の低減に関する施策の実施状況>

市内体育施設は、指定管理者による管理・運営を行っており、ゲートボール場は利用者による自主管理を行うなど、維持管理の効率化を図っています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

体育施設全般について、小中学校の体育館や校庭整備に関する計画との連携を図り、市民が幅広く多目的に活用可能な体育施設のあり方を検討します。

近隣市との体育施設の相互利用については、施設規模や利用条件の差異（その前提となる設置経緯等を含め）があり、早急な実現は容易ではないものの、近隣市の公共施設等総合管理計画の内容を踏まえて、可能な限り相互利用の推進に努めます。

市民体育館の大規模修繕や建替えには、多額の費用が生じることが見込まれ、また東京都の借地に建設されていることも踏まえ、施設の将来的なあり方を検討した上で今後の改修計画を策定します。

市民プールは、施設の老朽化の状況、利用状況及び維持管理費用等を踏まえて、効率的な施設利用を含めて今後のあり方を検討します。

(2) レクリエーション施設

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

東大和市公園施設長寿命化計画（下立野林間こども広場キャンプ訓練施設は除く）に基づく長寿命化を推進しています。

<施設の老朽化状況と対応状況>

下立野林間こども広場キャンプ訓練施設については、利用者の要望を踏まえて対応を図っています。

狭山緑地のアスレチック遊具は、老朽化していることから長寿命化計画により施設の更新を実施しています。

<その他>

下立野林間こども広場キャンプ訓練施設は、土日の利用率が高く、他に代替施設がない稀少な施設です。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

借地の契約更新時において、土地の買い取り、契約更新又は借地返還に関する市の方針を検討します。

日常管理において、長寿命化計画の対象となっていない管理施設についても不具合箇所の早期発見と改修の実施に努めます。

第4項 産業系施設（市民農園）

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

東大和市農業振興計画のなかで、農家と市民の交流の場としてファーマーズセンターの活用を謳っています。

<施設数及び面積の過不足の状況>

駐車場、駐輪場の規模が小さく、徒歩圏域外からの利用ニーズに十分応えられていません。

<維持管理費の低減に関する施策の実施状況>

従来、施設の管理委託と清掃委託は別途契約しましたが、管理委託業務の中にトイレの清掃業務も含めて、経費の節減を図りました。

<その他>

管理人は、備品類の貸出や衛生設備の管理を適正に行うためにも配置が必要です。

借地であるため、貸主の相続が生じた際に途中解約のリスクがあります。

交流事業やイベント事業は行っていますが、収入事業は行っていません。

ファーマーズセンターは、市民農園利用者以外にも利用を開放していますが十分な周知が図られていません。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

市有地で市民農園の適地が生じた際には必要な整備を推進し、借地料負担の軽減と持続的な農園の運営を実現します。

施設の運営において生じている市の財政負担の程度を踏まえ、必要に応じて農園利用料の見直しを行います。

ファーマーズセンターの複合的な有効利用を検討します。

ファーマーズセンターの維持管理についてはボランティア団体などとの協働によって市の財政負担の軽減を図ります。

第5項 子育て支援施設

(1) 保育園(狭山保育園)

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

今後は、計画的に施設の修繕等を実施する予定です。

<施設の老朽化状況と対応状況>

平成25年度に園舎の耐震補強工事を実施しましたが、今後の老朽化対策としては、優先度や効率性を勘案し、実施計画に掲載していく予定です。

<施設数及び面積の過不足の状況>

床面積等の過不足は生じていませんが、建物の老朽化が激しく、将来的には、建替え又は移設を考える必要があります。また利用者用の駐車場が不足しています。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

立地の条件から入園者数は伸びていません。しかし、公立保育所として特別な支援を必要とする子どもへの対応が重要な役割として期待されています。

現在は、待機児童対策が必要な時期ではありますが、将来的には、子どもの減少も考えられます。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

市内唯一の公立保育所としての位置付けと役割を明確にするために、将来的なあり方を検討します。

狭山保育園の長期的な存続を図る場合には、計画的な修繕及び行動計画(アクションプラン)を策定するとともに、保育士の確保に努めます。

(2) 児童館

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

各児童館とも和式トイレから洋式トイレへの改修が必要です。

<施設数及び面積の過不足の状況>

各児童館とも更衣室が手狭です。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

学童保育所待機児童対策で行われている、ランドセル来館事業利用者の増が見込まれます。

<維持管理費の低減に関する施策の実施状況>

きよはら児童館については、各部屋個別の空調機器に切り替えたため光熱料の削減がなされています。

他の児童館については、老朽化が進んでいるため空調機器の不具合が出ています。

<大規模修繕や建替え予定>

きよはら児童館については、建替えを東京都へ要望しています。

<その他>

学童保育所待機児童対策によって利用者の増加が見込まれます。

平日の午前中は幼児が、午後は小学生が主な利用者となります。中学生、高校生の居場所としても機能しています。

正規職員は一般事務職が配置されています。保育士や幼稚園教諭の免許資格を持っている嘱託職員が、現場で対応しています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

児童の安全管理に支障がある構造物については改修を図ります。

学童保育所の補完としての機能を充実し、施設管理の効率化とサービスの向上を目指します。

小学校を建替える際の複合化がある場合には、児童館の移設及び集約化等を検討します。

将来的な児童館の活用方法として、児童福祉法による児童館の位置付けにとらわれずに、余暇活動の場の提供のほか、学習の補助や高齢者との交流、地域活動への貢献等、子どもの社会参加を促進する拠点施設としてのあり方を検討します。

(3) 学童保育所

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

老朽化による空調機器に不備が出ています。

<施設数及び面積の過不足の状況>

施設面積が小さいため、全クラブに職員向け及び児童向けの更衣室がありません。

<維持管理費の低減に関する施策の実施状況>

単独の学童保育所は嘱託員、臨時職員が清掃等の維持管理を行っています。

<その他>

学童保育所は、通所距離、待機児童、老朽化などの状況に直面しており、今後の長期安定的な施設の活用が難しい施設が多いです。

借地で設置している施設についても、借地契約の条件変更等の可能性も否定できません。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

高学年の児童を育成するに当たり、更衣スペースを確保する必要があります。

緊急性の高い待機児童対策としては、施設の増設を検討します（児童館のランドセル来館が減ることで、児童館のキャパシティが現状よりは余裕が生まれることから、従来の児童館業務の充実に努められます）。

また、中長期的には、小学校を建替える際は、小学校との複合化や同一敷地への併設も検討します。

(4) その他子育て支援施設（子ども家庭支援センター）

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

旧保健センター別館からの転用のため、徐々に子どもの利用する施設として使いやすい設備等に改修しています。

<施設数及び面積の過不足の状況>

事務室、相談室及び共用部分が手狭であり、ベビーカー置場が十分に確保できていません。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後は、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」の設置について検討が必要です。

第6項 保健・福祉施設

(1) 高齢者施設

① 現状や課題に関する基本認識

<施設数及び面積の過不足の状況>

市は、老人福祉館、老人集会所、高齢者ほっと支援センター、高齢者在宅サービスセンター及び高齢者住宅を設置し、多様化する高齢者施設へのニーズに応じています。

<大規模修繕や建替え予定>

市有施設においては大規模修繕や建替えの計画はありません。また、東京都の所有地にある区分所有建物（高齢者在宅サービスセンター）については東京都との間で大規模修繕等の更新事業に関する協議は実施していません。

借上げ施設であるピア芋窪は、所有者の判断及び対応となりますが、現在のところ大規模修繕や建替えの考えは出ていません。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

高齢者ほっと支援センターきよはら及び住宅サービスセンターは、指定管理者による管理、運営を行いつつ、より効果的・効率的な運営を行います。

ピア芋窪は、市の修繕負担区分に従って計画的な修繕を行います。

老人福祉館及び老人集会所については、利用実態に応じて、統合や廃止について検討します。

(2) 障害者施設

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

のぞみ集会所は、平成28年10月に「東大和市総合福祉センター は〜とふる」へ機能を移転します。

<施設数及び面積の過不足の状況>

やまとあけぼの学園は、事務室、医務室の専有部分のほか、駐車場が手狭であるとともに、保護者との面談に必要な相談室がありません。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

やまとあけぼの学園は、保健センターで実施している乳幼児健診（1歳6か月、3歳）のフォロー事業として「遊びの会」を実施しています。また、病院等からの紹介、他市からの転入者の受け入れがあります。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

やまとあけぼの学園は、築40年以上が経過し老朽化が著しいため、移転を推進します。のぞみ集会所の建物の撤去及び用地返還を円滑に実施します。

(3) 保健施設

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

平成 28 年 4 月に立野一丁目土地区画整理事業における市の仮換地が指定されました。このことから、保健センターは、本設での建築要否及び仮設の活用方針を策定します。

休日急患診療所は、立野一丁目土地区画整理事業により平成 14 年に場所を移動し、建て替えました。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

医療法上の診療所の位置づけとなるため、実施事業に制限があるなかで、工夫して利用者の増加に関する取り組みをする必要があります。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

休日急患診療所と保健センターにおける各事業の効率性や合理化及び施設の老朽化の状況等を考慮し、将来的には、複合化も視野に入れて検討していく必要があります。

第7項 行政系施設

(1) 庁舎等

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

本庁舎と現業棟の耐震改修工事が、平成28年9月に完了しました。これにより両施設の耐震性が向上しましたが、各種設備は新築してから更新をしておらず、老朽化が進んでいます。今後は、長寿命化を図るため各種設備を計画的に更新する必要があります。

<施設数及び面積の過不足の状況>

市が処理すべき事務量は、年々増加していますが、執務スペースや会議・打合せ・作業をするスペースが少ない状況にあり、その確保が課題です。

<その他>

本庁舎の耐震補強等工事に合わせて、中庭の視覚障害者用誘導ブロックの改修及び増設を行いました。しかし、本庁舎内の誘導ブロックが少なく、会議棟にエレベーターがないなど、バリアフリー化を進める上で多くの課題があります。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本庁舎は、劣化診断の結果に基づき本庁舎の性能等を適切に評価した上で、維持管理を進めていきます。

また、会議棟は、最適な利用ができるように、適切な改修を実施します。

(2) 保管倉庫・リサイクル施設

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

東大和市暫定リサイクル施設は、空き缶・空きびん・ペットボトルなどの資源を中間処理する施設として、建物をリース契約により設置し運営しています。

今後、当該場所は、小平市、武蔵村山市、小平・村山・大和衛生組合及び当市が進める「(仮称)3市共同資源物処理施設」の設置場所として、小平・村山・大和衛生組合へ普通財産の貸付けを行うため、平成28年度末をもって、施設の供用は終了します。

中央ストックヤードは、廃棄物関係の資機材の保管や不法投棄回収物の保管を行っています。全体敷地は、借地を含めて構成されていることから、借地部分の賃貸借契約の動向により、利用形態の見直しが必要になります。

また、建物については、経年劣化に伴う不具合が見られます。

湖畔ストックヤードは、地域自治会の資源物集団回収活動の利用に供されており、建物は、単管パイプと波板により、壁と屋根を設けている状況にあります。

<大規模修繕や建替え予定>

生活文化財保管庫、中央ストックヤード、湖畔ストックヤードともに、大規模修繕や建替え予定はありません。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の配置については、廃棄物の収集・運搬のあり方と整合性を図る必要があることから、東大和市一般廃棄物処理基本計画に基づき実施していくものとし、その管理については、経年劣化等による必要な補修を計画的に行います。

また、ストックヤードを除く廃棄物処理施設は、その設置場所の用途地域が限定的であることから、民間事業者の活用を検討し、市が管理する建築物を縮小していきます。

第8項 消防施設（消防団詰所）

① 現状や課題に関する基本認識

<施設数及び面積の過不足の状況>

消防ポンプ車の格納する場所が狭く、収納スペースが不足しています。

<維持管理費の低減に関する施策の実施状況>

消防団員が清掃等をし、維持管理に努めています。

建替えた消防団詰所は、照明器具をLEDにしています。

<大規模修繕や建替え予定>

消防団詰所は、消防活動等の拠点として十分な機能を確保することが求められているため、老朽化が著しい消防団詰所から、計画的な修繕・改修・建替えが必要です。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

消防団詰所の修繕・改修・建替えについて、老朽化の程度を考慮するとともに新規格のポンプ車の格納、必要な備品の格納及び備蓄倉庫の併設等を念頭に置きながら計画的に実施します。

東日本大震災以降は、高齢者が多く居住する自治会を中心として、消防訓練のニーズが高まっています。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）を踏まえた対応（救助の資機材の整備等）の推進に寄与する施設とすることに留意します。

第9項 防災施設（備蓄倉庫・備蓄コンテナ）

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

備蓄コンテナの多くは、平成8年から9年にかけて設置をしました。小中学校内にある一部のものは壁や扉の破損が見受けられるため、予算の範囲で修繕を施しています。

<施設数及び面積の過不足の状況>

現在、市役所など6箇所に備蓄倉庫を、小中学校など17箇所に備蓄コンテナを設置し、災害対策用備蓄品を保管しています。

今後の備蓄品の拡充に対応できるよう、避難所及び避難所の周辺地域を含め、新規に設置をしていく必要があります。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

併設する施設の性格（施設利用者に応じた備蓄品の内容）や配置場所等について、防災及び各施設の所管部門において検討し、備蓄力の充実を図ります。

避難所指定されている施設の更新時には、災害対策の一環として、備蓄庫の併設を設計段階から検討します。

第10項 公共住宅（市営住宅）

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

東大和市住宅マスタープラン（住生活基本計画）において、老朽化が進んだ市営住宅の改善に向けた検討及び都営住宅等の公的賃貸住宅の果たす役割等を考慮しながら市営住宅のあり方を整理し、他施策との連携を図った運営の検討が必要であるとしています。

<施設の老朽化状況と対応状況>

事後修繕にて対応していますが、抜本的な対策が必要です。

<施設数及び面積の過不足の状況>

市営住宅敷地のうち空き地となった区画が多いため、効率的な空き地管理が必要です。

市内には都営住宅が多数整備されているため、新たに市営住宅を整備することは考えていません。

<利用者の増加・減少に関する施策の実施状況>

現入居者が退去した場合、用途廃止のうえ取り壊しを行っています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

市営住宅を用途廃止した後は、跡地を有効活用します。

第 1 1 項 駐車場・自転車等駐車場

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

「東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画」（平成 26 年 3 月）を策定しました。

<施設の老朽化状況と対応状況>

「東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき、自転車等駐車場の再整備を行います（平成 29 年度実施予定）。

<施設数及び面積の過不足の状況>

各駅周辺の自転車等駐車場は飽和状態にあります。歩道の空き地を臨時で利用するなどの対応を行っています。

また、駅からおおむね 800m 以内にお住まいの方の自転車利用の自粛をお願いしています。

<維持管理費の低減に関する施策の実施状況>

限られた自転車等駐車場施設の中、一向に駐車台数が減らないため、維持管理費の削減は困難な状況です。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき、市の負担を軽減し、多様化する利用者ニーズに柔軟な対応をするため、公設公営以外の整備・管理の導入を検討し、安全で快適な自転車等駐車環境の確保を図ります。

建築系の公共施設に付帯する駐車場については、該当施設の性格・機能・利用形態等を考慮し、適切な確保に努めます。

第2節 インフラ系の公共施設

第1項 道路

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

道路ストックの総点検では、1級道路と2級道路の現況調査を行い、調査結果に基づき補修等を実施しています。今後は、全体計画の策定を進める必要があります。

<施設の老朽化状況と対応状況>

生活道路は、舗装してから30年から40年ほど経過し老朽化が進んでいます。限られた財源の中で補修を行っていますが、路線整備が進まず、主に部分的な補修を行っています。

<維持管理費の低減に関する施策の実施状況>

道路の劣化が著しく、道路補修費が増加傾向にあります。
補修箇所を数箇所まとめて実施するなど、維持管理費の削減に努めています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

道路ストック総点検を踏まえて補修計画を策定し、計画的な維持補修を実施します。道路附属工作物についても予防保全を推進します。

使用されていない道路（赤道）については、売却を進めます。

雨水対策は、関係自治体等との協議を継続しながら対策を図ります。

第2項 橋梁

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

「東大和市橋梁長寿命化修繕計画」を平成27年3月に策定しました。

<施設の老朽化状況と対応状況>

平成28年度から「東大和市橋梁長寿命化修繕計画」により修繕事業を進めています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

橋梁は、国の方針に基づき5年ごとに定期点検を行う予定です。

「東大和市橋梁長寿命化修繕計画」は5年に1回の計画の見直しを行うとともに、計画に基づく長寿命化対策を実施します。

第3項 下水道

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

「東大和市公共下水道事業計画」に基づき事業を実施しています。(昭和51年2月事業認可(汚水)、平成28年3月事業計画変更)

「東大和市下水道総合計画」(平成23年3月策定)に基づき、今後の整備、維持管理、耐震対策等に計画的かつ効率的に取り組んでいます。

「東大和市下水道総合地震対策計画」(平成26年3月)を策定しました。

<施設の老朽化状況と対応状況>

平成28年度から標準耐用年数である建設後50年を経過する下水道施設が増加していきます。

下水道管渠調査から支障のある箇所は清掃及び修繕工事を行っています。

総合地震対策計画策定時の診断により、主要な管渠の耐震性が確認されました。また、計画に基づき避難所等の取付管の耐震化工事を実施し平成27年度に完了しています。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ストックマネジメントの実践により、予防保全型の維持管理を行い、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を行います。

※下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを言います。

第4項 公園

(1) 都市公園・こども広場

① 現状や課題に関する基本認識

<施設に係る計画類等>

東大和市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の更新を実施していく予定です。

<施設数及び面積の過不足の状況>

上仲原公園管理棟は現状のまま継続することが望ましいです。

狭山緑地管理事務所に対しては、ボランティア団体から作業スペースの確保等の要望が寄せられています。

<その他>

狭山緑地管理事務所を建替える場合は建築費等に多額の費用がかかる見込みです。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公園遊具の点検診断結果のみならず、利用者や地域住民の意向を踏まえ、使用価値の低い遊具は撤去を検討します。

(2) 公園内便所

① 現状や課題に関する基本認識

<施設の老朽化状況と対応状況>

巡回及び市民情報により修繕します。

利用者からは洋式便器への変更について要望が寄せられています。

<施設数及び面積の過不足の状況>

市内の公園で13箇所を設置されているトイレの数について、他市に比べても少ないというわけではありません。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

トイレの利用実態を調査して配置や総量の適正さを検証し、適正配置を実現します。

存続するトイレについては、維持管理費用の低減を図るために、設備の計画的な更新を実施するとともに、利用者のマナー向上を啓発して清掃費用や修繕費用の縮減に努めます。

新設・増設・改築を行う際は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に則した東大和市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例に基づき対応します。